

第 17 回

熊本県議会

有明海・八代海再生及びゼロカーボン社会推進

特別委員会会議記録

令和4年3月9日

開 会 中

場所 第 1 委 員 会 室

第17回 熊本県議会 有明海・八代海再生及びゼロカーボン社会 推進特別委員会会議記録

令和4年3月9日(水曜日)

午前9時59分開議

午後0時29分閉会

本日の会議に付した事件

- (1) 有明海・八代海の環境の保全、改善及び水産資源の回復等による漁業の振興に関する件について
- (2) 2050年県内CO₂排出実質ゼロに向けた取組に関する件について
- (3) 付託調査事件の閉会中の継続審査について

出席委員（16人）

委員長	高野洋介
副委員長	緒方勇二
委員	城下広作
委員	吉永和世
委員	井手順雄
委員	坂田孝志
委員	山口裕
委員	磯田毅
委員	楠本千秋
委員	西山宗孝
委員	岩田智子
委員	吉田孝平
委員	竹崎和虎
委員	西村尚武
委員	荒川知章
委員	坂梨剛昭

欠席委員（なし）

委員外議員（なし）

説明のため出席した者

環境生活部

部長 藤本 聡

環境局長	波村多門
環境立県推進課長	吉澤和宏
環境保全課長	西村浩一
循環社会推進課長	小原正巳
くらしの安全推進課長	田元雅文
総務部	
財産経営課長	永松浩史
企画振興部	
交通政策課審議員	浦本雄介
商工労働部	
産業振興局長	内藤恵美
商工政策課政策調整審議員	山田純子
産業支援課長	受島章太郎
エネルギー政策課長	上塚恭司
農林水産部	
部長	竹内信義
水産局長	山田雅章
農業技術課長	酒瀬川美鈴
畜産課長	上村佳朗
農地整備課長	青木公平
森林整備課長	笹木征道
水産振興課長	堀田英一
漁港漁場整備課長	植野幹博
水産研究センター所長	中原康智
土木部	
河川港湾局長	里村真吾
土木技術管理課長	桑元伸二
下水環境課長	仲田裕一郎
河川課長	菰田武志
港湾課長	原浩
建築課長	橋本知章
教育委員会	
施設課長	東敬二
企業局	
総務経営課長	亀丸明弘
警察本部	

会計課長 田 中 弘 哉

事務局職員出席者

政務調査課主幹 小 田 裕 一

政務調査課主幹 西 村 哲 治

午前9時59分開議

○高野洋介委員長 皆さん、おはようございます。

時間前でございますが、ただいまから第17回有明海・八代海再生及びゼロカーボン社会推進特別委員会を開催いたします。

なお、本委員会は、インターネット中継が行われます。委員並びに執行部におかれましては、発言内容が聞き取りやすいよう、発言するときはマイクに向かって明瞭に発言いただきますようよろしくお願いいたします。

それでは、お手元に配付の委員会次第に従い、付託調査事件を審議いたします。

まず、議題1、2050年県内CO₂排出実質ゼロに向けた取組に関する件について、執行部から説明を受け、その後、質疑を行いたいと思います。

なお、委員会の運営を効率的に行いたいと考えておりますので、説明者は、着座にて簡潔にお願いいたします。

それでは、執行部から説明をお願いいたします。

○吉澤環境立県推進課長 環境立県推進課です。

本日は、資料3、4でアサリ関係の報告がありますので、先にゼロカーボンから説明させていただきます。

それでは、資料1の2ページをお願いいたします。

2019年度の本県の温室効果ガスの排出量は、2013年に比べ、26.6%減少しております。しかし、下の推移の図を見ていただきたいんですけども、若干ですが、前年度に比

べると増加しております。これは、この点について、右のグラフを見ていただければ、エネルギーの使用量のグラフでございますけれども、実際にはエネルギーの使用量としては減少しておるんですけども、本文に戻っていただくと、本文の下から2行目ですが、発電時のCO₂の排出割合が、九電の石炭火力が稼働したということで排出割合が増加したということがございますので、結果として排出量が増加しているというところでございます。

続きまして、4ページをお願いいたします。

ゼロカーボン社会に向けて、4段階で進めるという流れでございます。

まず、二重丸の省エネルギーの推進です。

省エネルギーを徹底し、使用量をまず削減します。

次に、四角のエネルギーシフトです。

ガソリン、灯油などの化石燃料から使用時にCO₂を出さない電気や水素等への転換を推進してまいります。

さらに、発電時のCO₂排出ゼロに向けて近づけてまいります。

最後に、ダイヤで示しておりますけれども、残るCO₂も、森林吸収等により吸収、固定等を推進してまいります。

続きまして、6ページをお願いいたします。

家庭部門の取組です。

現状、課題でございます。

2013年度に比べ、2019年度は49%減少しております。個人の意識が変わることが社会の変化につながりますので、さらに力を入れてまいる必要があると考えております。

次に、2の取組の方向性です。

ポイントに下線を引いております。

まず、二重丸の1番目、省エネ・省資源に向けた身近な取組を推進してまいります。

次の二重丸でございますけれども、住宅の

省エネルギー性能の向上も重要となっております。

そのほか、食品ロス削減、太陽光発電設備や蓄電池設備の普及などにも取り組んでまいります。

続きまして、7ページをお願いいたします。

取組実績でございます。

まず、身近な取組として、令和3年度にお手元にお配りしております、くまもとゼロカーボン行動ブックを作成して、CO₂削減効果やメリットを見える化させていただきました。来年度に向けては、行動ブックを活用した普及啓発や環境教育等を実践して、家庭での省エネ活動を促進してまいりたいと考えております。

ちなみに、ブックの9ページに目次とチェックリストを作っております。

11ページ以下が、項目と削減効果等を記載させていただいております。

続きまして、住宅関係でございます。

令和3年度に球磨川流域をモデルに断熱仕様の住宅リフォーム等への補助を創設し、345件交付決定させていただきました。

令和4年度につきましては、既存住宅の断熱リフォームについて、この県民行動ブックでも効果を見える化しております。

ちなみに、19ページと21ページなんですけれども、後で見ただけであればと思います。球磨川流域への支援も、また継続させていただきます。

食品ロスにつきましては、令和3年度に食品ロス削減計画を策定し、すぐ食べる食品は手前から取るようにと、コンビニ等と連携して取組をさせていただきました。今後は、企業と連携したフードドライブなどについて取り組んでまいります。

また、太陽光につきましては、初期投資ゼロモデルと書いておりますけれども、これは、住宅への太陽光設備の設置は事業者が負

担し、家主は電気料金を事業者を支払うという仕組みでございます。これを地場企業との共同体を設置し、住宅における再エネ導入を図る予定でございます。

続きまして、8ページをお願いいたします。

②の産業・業務部門でございます。

1の現状でございますけれども、産業・業務部門の排出量は約5割を占めておりますけれども、右の図のとおり、いまだ高い水準にございます。省エネルギーやエネルギーシフト等を推進する必要があります。

2の取組の方向性でございますけれども、企業との連携として、県内企業や国、電力会社とCO₂排出削減に向けた検討や課題解決等を行います。

また、CO₂の排出量の見える化として、事業者の方々に今どれぐらいCO₂を出しているかなど、計画書制度というものを見直して、まずは事業者の方々に理解していただいて、その上で、省エネ設備への転換を促進してまいりたいと考えております。

また、中小企業の再エネ電力の調達の推進や建築物の省エネルギーの性能向上も必要だと考えております。

続きまして、9ページのほう、下のほうをお願いいたします。

実績と取組予定でございます。

まず、一番最初の産業ゼロカーボンと書いておりますけれども、企業との連携については、令和3年度に県内企業との協議の場を設け、情報共有や課題解決の検討を行ってまいりました。要望がありました中小企業に対する排出量算定の研修等も行ったところでございます。

今後とも、企業と連携し、CO₂削減方策の検討、導入を行うとともに、成果を中小企業にフィードバックしてまいりたいと考えております。

続きまして、計画書制度と書いております

けれども、令和4年度から計画書制度の様式を見直しまして、事業者が自ら課題を認識していただけるよう、設備ごとの排出量や更新時期を見える化し、省エネ設備への転換を促進してまいりたいと考えております。

続きまして、中小企業の再エネ利用についてですけれども、これにつきましては、勉強会やアドバイザー派遣を行いまして、県内企業の再エネ導入を促進してまいりたいと思っております。

続きまして、最後の建築物の環境性能向上でございますけれども、令和3年の4月に建築物省エネ法が施行されまして、適合義務化の対象が拡大し、また、住宅が省エネ基準に適合しているか説明が義務化されたので、そういった内容を建築士等に周知をしてみたいと考えております。

続きまして、10ページをお願いいたします。

運輸部門でございます。

1の現状と課題等でございますけれども、運輸部門の排出量は、熊本地震以降初めて、2013年度に比べて減少するという状況になりました。1.4%減少ということでございます。これは、地震以降、軽油が非常に多く使用されておりましたので、その関係で増加したというものでございます。下に書いておりますとおり、排出量の9割はガソリン及び軽油によるものであり、自転車や公共交通機関等への転換や電気自動車等への転換の推進が必要と考えております。

2の取組の方向性でございます。

先ほどのゼロカーボン行動ブックの14ページにも掲げておりますけれども、エコドライブの推進だったり、公共交通機関利用等のベーシックな取組をまず推進させていただきたいと思っております。

次の二重丸のところでございますけれども、公共交通網の維持、確保に努めるとともに、最後に書いてあります、2番目の丸の最

後のほうにあります空港アクセス鉄道の実現に向けた調査検討についても、引き続き行いたいと考えております。

次の四角ですけれども、廃植物油から作られる軽油代替燃料でありますBDF、バイオディーゼル燃料は、植物が生成する際にCO₂を吸収しておりますので、使っても使用時のCO₂が増えるということはありません。こういったカーボンニュートラル燃料の利用促進も図ってまいりたいと考えております。

そのほか、次の四角でありますけれども、EVやFCV、電気自動車や燃料電池車への普及、それと自転車が利用しやすいような交通環境の構築を図ってまいりたいと考えております。

次に、11ページ、下のページをお願いします。

実績や取組一覧でございます。

一番上の四角ですけれども、公共交通網の確保、維持を引き続き図ってまいりたいと思っております。

続きまして、次の四角ですけれども、次世代モビリティ普及として、EV充電器の維持管理を行い、FCVも新たに1台導入する予定でございます。

次の四角でございますけれども、環境省の委託事業の採択を受けまして、熊大、球磨村、県で球磨村のスクールバスに電動マイクロバスを導入する実証実験に着手しております。令和4年度には本格運行し、走行性能の評価や避難所等の電源としての活用等の検討を行いたいと考えております。

また、続きまして、令和4年度に公用車のEVの導入を考えております。下に書いておりますとおり、県南広域本部、芦北、水俣保健所、球磨の振興局、計4台導入予定でございます。

あわせて、振興局には、後ほど説明させていただきますけれども、太陽光発電設備を設

置予定で、EVをその蓄電池としても活用したいと考えております。

また、最後の四角ですけれども、自転車が走行しやすいよう、写真の水色にありますけれども、こういった矢羽根のような通行環境整備を行う予定にしております。

以上でございます。

○小原循環社会推進課長 循環社会推進課でございます。

続く資料12ページをお願いいたします。

温室効果ガス排出削減に向けた取組のうち、廃棄物部門について御説明をいたします。

1、現状と課題につきまして、1つ目の丸ですが、2019年度の廃棄物部門の温室効果ガス排出量は約101万トン、県全体の9.6%です。基準年度より増加しておりますのは、主に代替フロンによるものですが、その代替フロンは、2つ目の丸にありますように、近年法改正等がなされたことで、今後、生産量、消費量は減少していく見込みでございます。

2、取組の方向性として、上からフロンの回収推進、次の段でリサイクル製品の認証や研究、施設整備への補助、その下、市町村が施設整備を行う際の計画策定支援などを挙げております。

次に、13ページは、令和3年度の実績と4年度の取組予定でございます。

一番上ですが、フロン回収に係る制度の周知や回収業者への指導を行います。また、2番目ですが、リサイクル製品等の利用促進を図る事業を継続いたします。さらに、一番下ですが、国の交付金事業を活用し、廃棄物処理施設の整備を支援してまいります。

廃棄物部門の取組は以上でございます。

○上塚エネルギー政策課長 エネルギー政策課でございます。

説明資料の14ページ、①再生可能エネルギー

の導入推進でございます。

主なものを御説明します。

現状・課題を踏まえて、2で取組の方向性を定めておりますが、取組の方向性の1つ目の送電系統に過度に頼らないモデルとして、①スマートシティ創造の空港周辺地域等での検討を行うこととしております。

この方向性に従い、15ページの3に記載の1つ目の三角、再エネ先進地創造事業の最初のポツで、令和3年度は、テクノロジーサーチパークへ入居している企業を対象に、再エネ使用意向等調査を実施しております。

これは、空港周辺に再エネ100%電力で企業活動ができるエリアを創造するための取組で、その下のほうに記載の令和4年度で、テクノロジーサーチパーク周辺のRE100電力化を推進する基本構想を策定し、設備構成や実施体制を検討してまいります。

また、戻っていただきまして、14ページの取組の方向性の2つ目の三角で、球磨河流域におけるくまもと版グリーン・ニューディールの実現など、地域固有の資源を活用し、再エネ供給を増やすこととしております。

この方向性に従い、15ページに記載の再エネ先進地創造事業の2つ目のポツで、令和3年度は、球磨地域など4地域において、陸上風力等に関して適地誘導のための立地ゾーニングに向けた基礎調査を実施し、GIS解析等により、ゾーニング図のたたき台を作成しております。

これは、環境、景観、防災に配慮した地域と共生する再エネ施設の導入を目指すもので、令和4年度は、このたたき台を基に、地域の協議会等において地域の意見を伺いながら検討し、促進エリアや保全エリア等のゾーニング図と地域貢献の枠組みを完成させます。

エネルギー政策課は以上でございます。

○笹木森林整備課長 森林整備課でございます。

す。

16ページをお願いいたします。

CO₂吸収源対策の推進として、森林吸収源対策について御説明いたします。

1の現状・課題等でございます。

本県の森林は、高齢化しており、今後CO₂吸収量は長期的には減少傾向となります。このため、間伐を推進しつつ、若い木を増やし、森林を若返らせることで、将来のCO₂吸収量を安定的に確保していく必要がございます。

それを踏まえ、2の取組の方向性として、森林資源の循環利用を進めるため、①から④に記載のとおり、間伐や再生林の促進、森づくり活動の促進などに取り組みます。

下のページ、3の主な実績及び取組予定でございます。

1つ目の森林環境保全整備事業では、民有林での森林整備について、植栽、間伐などへの助成を行いました。令和4年度は、引き続き支援に取り組むとともに、新たに創設しました再生林対策の強化のための事業と組み合わせ、さらに対応を進めてまいります。

2つ目の県民の未来につなぐ森づくり事業では、住民団体等が行う森づくりへの助成をしたほか、新たにセミナーを開催しました。令和4年度も、こうした支援や森林吸収量の認証による企業の森づくりに取り組んでまいります。

3つ目のくまもとの木を活かす木造住宅等推進事業では、県産木材の活用促進のために、工務店に対して県産木材の提供を行っており、令和4年度も引き続き取組を進めます。

4つ目は、森林吸収量クレジット化推進事業です。カーボンオフセットの取組の普及に向けて、令和4年度から新たにに取り組む事業です。制度の周知や申請手続の指導を行うことで、事業者による森林吸収量クレジット化への取組を推進してまいります。

森林整備課は以上でございます。

○吉澤環境立県推進課長 18ページをお願いします。

広域連携や県民運動でございます。

1の現状でございますけれども、真ん中の丸に書いておりますけれども、45市町村のうち、23市町村がゼロカーボン宣言を行うなど、地球温暖化に対する市町村の意識も向上しつつあるところでございます。

続きまして、2の取組の方向性でございます。

イメージ図を示しております。

今すぐ取り組んでいただきたいこと、さらに一步踏み込んでいただきたいこと、また、将来的にお願いしていただきたいことをホップ、ステップ、ジャンプと3段階に分け、具体的な取組と効果の見える化を行動ブックという形にしましたので、これを県民運動として取り組みさせていただきたいと考えております。

続きまして、19ページをお願いいたします。

取組実績、取組予定でございます。

CO₂削減効果、メリットが見える化したくまもとゼロカーボン行動ブックを活用しましたゼロカーボン教育の充実等を図ってまいります。

また、関連で、下にちょっと米印で書いております気候変動適応センターを令和3年度に設置して、気候変動影響に対する情報を県民へしっかり発信したいと考えております。

続きまして、四角で書いておりますくまもとのBDFの普及啓発でございます。

10ページでも触れましたけれども、BDFについては、やはり昔の粗悪なBDFで故障したという印象がやっぱり残っておるところで、これを払拭できるよう、軽油利用者の方々にBDFの品質や安全性等の普及啓発を図ってまいります。

続きまして、市町村への支援でございます。

2項目挙げさせていただいております。

昨日の質疑でもありましたけれども、市町村における計画策定や脱炭素先行地域づくりについて支援してまいりたいと考えております。

また、上益城5町で整備が検討されております民間のエネルギー回収施設で1万世帯分を超える電力や熱エネルギーが発生しますので、その可能性を調査し、資源循環を支援してまいりたいと考えております。

20ページをお願いいたします。

県の事務・事業における温室効果ガス排出削減でございます。

1の現状でございますけれども、2013年度に比べて、最後に書いております44.7%減少している状況でございます。

2の取組の方向性でございます。数字的には3行目に書いておりますけれども、温室効果ガス排出量60%以上削減するということを目標に、下に二重丸で書いておりますが、県庁舎へのLED照明等の導入による省エネ、次の星印で書いておりますBDFや再生可能エネルギー等の活用、次の三角で書いております再生可能エネルギー比率の高い電力を調達する、また、最後に書いておりますけれども、県有施設へ再生可能エネルギー設備の導入等によるCO₂排出削減と防災機能強化の両立を推進するといったことに取り組む必要があると考えております。

続きまして、21ページ下のほうをお願いします。

まず、一番上ですけれども、令和4年度、令和5年度で県庁舎本館にLED照明を導入させていただきます。

次の三角ですけれども、令和3年度から芦北、球磨、水俣保健所、環境センターで再エネ100%電力を調達しております。

また、次の三角でございますけれども、再

エネ導入推進としまして、駐車場を民間事業者に貸し付けまして、事業者が設備を設置し、県は将来電気代を払うという初期投資ゼロモデルという形で再生可能エネルギー設備を導入して、11ページで御説明しましたEVを蓄電池として活用するという取り組みたいと考えております。

最後に、環境省が新たに全国100か所程度選定する予定であります脱炭素先行地域の創出に向けた県有施設の調査等にも取り組んでまいりたいと考えております。

環境立県推進課は以上でございます。

○高野洋介委員長 以上でゼロカーボン関係の執行部からの説明が終わりました。

質疑はございませんか。

○城下広作委員 ちょっと確認です。15ページ、右側に太陽光の絵があって、旧天草東高校グラウンドにある、これは、すみません、何年ごろに設置したか、まずちょっと年度を教えてください。

○上塚エネルギー政策課長 ちょっとお待ちください。これは、県民発電所を認証して設置したものでございまして、設置年は、ちょっと調べまして後ほどお答えしてよろしいでしょうか。

○城下広作委員 いいです。

少し思い出しました。そうだった。県民発電所の一環だったですね。

それで、ちょっと恐らく太陽光なんかは今後どんどんどん注目が集まるんですけども、この学校施設っていうのは、例えば、地域のコミュニティーとか防災とか、非常に広い駐車場のスペースも取れて、意外と有効活用できる場所、防災、減災なんかには。というところで、ここはもう最初先進的に県民発電所という流れがあってやったんですけ

れども、だんだんだんだん今から廃校が増えてくると、太陽光の場所ってというのは、下手に山を開発すれば、こういうところが一番いいんですよ。それは安全で安心で一番条件的にはいいんだけど、一方で、防災、減災では非常に貴重な場所でもあるんですね。だから、安易にこういうところにはどんどん行くと、いかなもんかなと、よほどそのことを注意しながら有効活用していかないと、地域が本当に、いいところに学校というのは大体あって、そして地域のコミュニティーもよく守られてて、使い方としては、いろんなことが価値が見いだせる、しかし、最終的には、この県民発電所っていう一つのシンボリックな分であったから、ここやったという、少し記憶が戻りましたけれども、今後、そういうことも考えながら、こういうグラウンドを使うっていうのは、もっと学校の場合では、さらに有効な使い方はないかという判断から考えていくようなことも必要かなと思って、改めて、ちょっとこれを見て、確かにいい場所だもんだから、太陽光にとっては、もう整地も簡単にできるから一番いいとこだと思うけれども、一方で、違う考え方も持っているという場所ではないかというふうに思いました。

委員長、もう1ついいですか。

改めて、19ページ、確認させてください。

上益城5町の部分で、前回ちょっと確認すればよかったんですけども、これは一般廃棄物と産業廃棄物と新しいモデルでやるんですけども、ちなみに、産廃の分は、1日幾らぐらいこの事業をプラスにするために必要なのか、その産廃のものが県内だけで賄えるのか、県外で賄えず、県外から持ってくる需要を考えているのか、ここだけちょっと確認させてください。

○吉澤環境立県推進課長 上益城の施設整備の予定でございますけれども、今聞いているところでは、日量400トンというふうに聞いて

ております。

ただ、その中には上益城5町の一般廃棄物のごみの量もありますので、恐らくは300数十トンというところが産業廃棄物の分になるのかと思います。

現在、事業者を確認しているところでは、主に県内のごみを収集したいと考えておられるけれども、県外もあり得るといような話を聞いております。以上でございます。

○城下広作委員 1日300トンっていうのは県内で出てくる量がどれだけか私も分かりませんが、その大半が県外となれば、まだちょっと雰囲気、どこから持ってくるかっていうもとのその事業計画の中で、県内でも出るものを県内で処理するっていうのは非常に大事なことから、これはどこか誰かやらないかぬ、これはいいんだけど、あえて県外からどんどんどん来るってなると、ちょっとイメージがどうなのかなっていうふうに捉えられる人もいるんじゃないかと思って、その辺の数字の根拠はよくいろいろ聞かれたときに答えるようにしておかないと、その内訳は全然オープンにしていなかったら、ちょっとこれはいろいろ心配する声もあるかもしれぬから、あえてそのことをちょっと気になったもんだから確認をさせて……。

○吉澤環境立県推進課長 補足でよろしいでしょうか。

事業者から聞いておりますところでは、今県外に搬出されている県内の産業廃棄物、これをメインで取り組みたいというふうに聞いております。以上でございます。

○城下広作委員 了解でございます。

○上塚エネルギー政策課長 先ほど城下先生がおっしゃいました天草東高校の太陽光発電は、平成30年の2月からの開始でございま

す。先生おっしゃった使い方につきましては、よく市町村等と相談しながら考えていきたいと思っておりますので、よろしくお願ひします。

○高野洋介委員長 ほかにございませんか。

○坂田孝志委員 ページは、16、17にかかりますかね。森林整備課ですが、森林保全の観点で森林環境譲与税かな、もう何年かかっていますか、県、そして市町村に行っている執行状況どうですかね。どうも聞いていると、県に回っている分もありやに聞きますが、本県、本市町村はいかがですかね。

○笹木森林整備課長 森林環境譲与税の活用状況についてのお尋ねでございます。

森林環境譲与税については、県としても、市町村の支援をしながら活用の促進を図ってきたところでございます。

この令和元年度にスタートしました譲与税のこの3年間での市町村への譲与額は合計23億円で、執行率は今のところ52%になる見込みでございます。残りの48%の11億円は、基金として積み上げられる見込みでございます。

県では、そうした中で、先生からも御指摘ありましたが、この有効活用に向けて、地域の林業普及指導員が個々の市町村の実情だったり課題を把握した上で、具体的に間伐等の森林整備や木材利用等の施策を提案しまして、その結果、令和4年度の譲与額の9割について、市町村で予算化されるようになってきています。

このように、だんだんと活用が進んできている状況ですので、引き続き、県としても支援をしてまいりたいと考えてございます。

○坂田孝志委員 いや、説明あったように、半分近いところは基金に回るって、どうい

ことですかね。森林整備のために来てるやつを、この森林整備が一番カーボンニュートラルな金だと思うんですよ。経済活動すればCO₂出しますから、それを吸収するところは、きちっと整備されませんと、あれなんでしょう、古木はあんまり吸収しないんでしょう、古い木は。だんだんやっぱり間伐や植林やいろいろ森林にも新陳代謝を図りながら、そうするための費用ですから、あれは来年からですか、再来年からですか、国民が払うようなものは。あれなるでしょう。だから余計これを活用しなきゃ、市町村がそうやって基金に回すようになったら、もっと県がちゃんと指導してやるべきだと思いませんか。大事なことですがね、どう指導しているんですか、市町村に対しては。

○笹木森林整備課長 1つ、譲与のまず開始時期でしたけれども、令和6年度からということで、県民の皆様から徴収されることになり、開始されます。

それで、県の指導というところなんですけれども、この事業については、事業というか、譲与税については、市町村が執行の主体となりますので、市町村で予算化を図っていたかなければなりません。ただ、市町村としても、林務の行政がちょっとどうしてもこれまでちょっと弱かったところもありましたので、県としても、そこについて、例えば、特別交付税を使った予算が人の配置、そういったものを市町村に提案させていただいたりだとかしながら、また、あと、どのような事業を具体的に進めていったらいいのかっていうのを提案しながら、市町村に寄り添った対応を進めているところでございます。

○坂田孝志委員 令和元年に始まった、その前からいろいろこれに対してあったかな、議論も。もう3年、4年過ぎて、まだそんなもんか。あれは市町村の事業ですから、県は

って。一緒になってしないと、これは進みませんよ、これは。森林でCO₂、さらに吸収していただくような、そういう山の整備、そして民有林だけじゃなくて公有林も多いでしょう、結構。県が十分それには関与しながら進めていくべきだと思います。

もういっちょよかですかね。

要望でお聞きしますが、吉澤さん、1台入れるんですか、車を。あれはないよりもあったほうが、いろいろ意識向上になるでしょうが、それよりも私は充填するところ、水素を。その整備が先じゃなかか。あれは充填所がないけん車屋も売らんぞ、都市部だけでしょ。格好いい車が走るのはいいいけれども、県民がやっぱり充填するところ、県南、県北、いっちょずつ置けよ。県庁しかなかつたら。そうすつと、ガスの何とかがやっているな。その充填所の整備をどぎゃん思うどうか、水素を進めていく上では、FCV進めるのには。それが大事なことじゃないですかね。

○吉澤環境立県推進課長 担当課のほうから説明させていただいてよろしいでしょうか。

○受島産業支援課長 産業支援課でございます。

○高野洋介委員長 ちょっと待ってください。まだ呼んでませんから、慌てなくていいから、さっきから手挙げているけれども、こっちが呼んでから話せばいいから、執行部の方々、慌てないでください。

○受島産業支援課長 失礼いたしました。産業支援課でございます。

今御指摘いただきましたFCV、水素燃料自動車でございますけれども、県庁には今1台ございまして、今回2台目の導入ということになります。県全体では、今大体10数台の

水素燃料自動車があるというふうに我々認識をしております。

今おっしゃった充填器でございますけれども、これまで民間の充填器がなかったものですから、8月に民間ベースでの充填器が設置されたというところでございます。

いろいろと投資がかかるということで、ニーズとのバランスの中で整備が進んでいくというふうに理解しておりますので、まずは我々のほうは普及啓発のほうをまず一生懸命進めさせていただきたいというふうに考えております。以上でございます。

○坂田孝志委員 そういう言い方するなら、また言いたくなるね、ここでやめとこうと思ったが。充填が進まぬから、車の購入も進まぬわけだけん、その場合、車だけいるとか、県は。充填で駄目だったら、民間と一緒に進めるとか、100%出さなくていいから。隣に吉永先生おられるが、水俣は環境の先進都市だし、ああいうところに行っていればたい、ますますその意識が変わってくるというのは、もっと知恵と工夫を凝らしながら、県民が購入できるような環境を整えるのが行政の役割じゃないのか。民間とちょっと協力してやってくださいよ。そうすつと増やしたい。

○受島産業支援課長 失礼いたしました。おっしゃったように、民間の取組とそれから我々の普及啓発、それから支援のほうは両輪だというふうに認識をしておりますので、御指摘いただきました御意見を踏まえて取組を進めてまいりたいと考えております。以上でございます。

○高野洋介委員長 ほかにございませんか。

○吉田孝平委員 6ページお願いします。家庭部門の温室効果ガス49%減少となっております

ますけれども、13年から15年、17年から18年、特に減少しておりますけれども、オール電化とか電化製品等もあると思いますけれども、この17年から18年のこの減少っていうのは熊本地震のときで、家の建て替えとかリフォーム、改修、そういったことが原因になっているのかなと思って、その辺をお聞かせいただきたいと思います。

○吉澤環境立県推進課長 熊本地震との関連までは整理はできておりませんでしたけれども、委員御指摘のとおり、省エネ、電力の消費が少ない機器に切り替わったということが1つの大きな要因ですので、今御指摘があった建て替えだったりリフォームだったりっていうことも1つの要因だったと思います。あわせて、ここが、冬が暖かかったというところもあって、ここは、がたっと落ちたというところもございます。以上でございます。

○吉田孝平委員 そうすると、補助事業とかちょうど重なったとか、そういうものもあるのかなと思って、蓄電とか太陽光。

○吉澤環境立県推進課長 確かに、FIT等の電力の関係等で、まだ高かったところの設置というのが進んでいた時期とも重なるということもありますけれども、すみません、その部分の整理は、私どもまだできておりません。そこは確認させていただきたいと思います。

○吉田孝平委員 すみません、前回の委員会でも、太陽光発電とか蓄電設備等のセールスの話がありましたけれども、まだ不安に思っている方がたくさんおられますので、その辺の情報発信をしっかりとお願いしたいと思います。以上でございます。

○高野洋介委員長 ほかにございませんか。

○吉永和世委員 リサイクル製品の利用っていうか、その辺、関連するのかなと思ってちょっと質問させていただきますが、廃家電リサイクルってありますよね。水俣に廃家電の工場があるんですけども、分解して、分解したものを利用するというふうな、そういったイメージを持っているんですけども、あまり利用されていないような話も聞いたりするんですが、やっぱりカーボンニュートラルっていうことをやっていく上において、リサイクル、その前にリユースとかユースとか何かあるはずなんですけれども、それはやっぱり取り組むべきだと思うんですよね。

しかし、今廃家電リサイクルの中でそれが徹底してやられているかって言ったら、そうじゃないのかなっていうふうに思うんですけども、県はその辺どう状況をつかんでいらっしゃるでしょうか。

○高野洋介委員長 小原課長で行きますか、吉澤課長で行きますか。

○小原循環社会推進課長 家電について、すみません、データを持ち合わせておりませんが、例えば、さっき、物は全然違いますが、ソーラー施設とかは、これは相当、7割程度、リサイクル、リユース使われているという状況はございます。家電リサイクル法ございますので、そこは、すみません、先生の感覚とあれですが、ある程度リサイクルはされておるのかなとは承知しておりますが。

○吉永和世委員 私もそう思っているんですが、実際のところ、そうじゃないっていう話も聞きますので、そこら辺は、これからカーボンニュートラルに向かって進む中において、そこはしっかりとやっぱり把握する必要があるのかなというふうに思いますし、非常に大事なポイントかなと思います。ですか

ら、そこら辺、ちょっと状況把握をしっかりとやっていたら、それをしっかりと推進していくということも、やっぱり県として取り組んでいただきたいなというふうに思います。

それと、先ほど、上益城のエネルギー回収施設の話がさっきありましたけれども、県内の廃棄物を対象としてやるっていう話がありましたので、その後、もう1社、山都ですかね。何か阿蘇のほうにもう1個計画が出てきましたよね。あれも県内業者なんですけれども、あそこも結局廃棄物を今まで県外に出してたとするならば、それを自分ところで処理しますっていう形になると、要は、それもこの中の400トンっていうか、中に入ってたとするならば、これは、その分浮いてしまうわけですよ。そこら辺のそのすり合わせっていうか、ここら辺はどうなんですか。

○吉澤環境立県推進課長 山都の施設に計画されているという事業と今回の上益城の事業が、業務が少し違うというふうに認識しております。あの山都のほうは最終処分場を整備されるという話を聞いておまして、今回の上益城のほうは、リサイクル施設と焼却したエネルギー回収施設ということですので、ターゲットが違くと。もともと、リサイクル、焼却をしていたものを上益城の新しい施設に持ち込み、山都のほうは、県外の最終処分場に持っていったものを県内で最終処分したいというふうに考えておられるというふうに聞いております。

それで、もともとのごみの最終処分に持っていこうとしていたのか、焼却、リサイクルにしようとしていたのかということで、ごみの性質が違うので、かぶることはないというふうに私は認識しておりました。以上です。

○吉永和世委員 それだったらいいんですが、結局、県内の分を県内で処理するって

うのが多分住民の方もすごく納得しやすいんでしょうけれども、県外から持ってくる分が多くなっていくんだっていうふうになると、ちょっとまた住民感情としてどうかなと思いますんで、これはちょっと注視しとってもらわないといけないのかなと思いますので、よろしくお願ひしたいと思います。以上です。

○高野洋介委員長 ほかにございませんか。
○竹崎和虎委員 15ページ——ちょっと質問の前に、各家庭でも先ほど省エネの話がありましたけれども、この委員会でも暖房切ってもよかつちやなかかなと思うんですよ。

○高野洋介委員長 それはまた別の問題ですね。

○竹崎和虎委員 そう思った次第で、ちょっと質問させていただきます。

15ページ、新規小水力発電所の開発可能性調査ということで、前回、昨年当初より倍ぐらいのこの予算ついておりますけれども、そもその小水力発電開発の設置が進んどうかどうかっていうのを教えてください、状況を。

○亀丸企業局総務経営課長 企業局でございます。

企業局のほうで、現在、水力発電を7か所県内で設置して発電を行っておりますけれども、それにつきまして、新たな発電、小水力に関しての発電所を設置すべく今回、今年度と来年度にかけて調査を行っていく予定でございます。

○竹崎和虎委員 民間の進捗状況というのはお分かりですか、民間事業者で小水力発電というの。

○上塚エネルギー政策課長 小水力につきましては、今稼働済みが、小水力、中水力いろんな容量がありますけれども、59ぐらいあるんですが、今導入計画が、これは主に民間、小水力が中心なんですけれども、これが18件ぐらい、うちでいろいろ相談があっているのはそれぐらいあっています。いろんな進捗状況は様々ですので、一概にそれが全部すぐ動くかっていうのは、ちょっとまだそこまで一つ一つは把握してないんですが、ちょこちょこそういった御相談なり情報提供なりはあっているとございます。

○竹崎和虎委員 小水力を設置する場合、やっぱり適地というのは山間部が多いと思うんですよ。そういった小さな河川であったり小川だったり、そういったとこだと思うんですけれども、そういった河川は、必ず大きな河川の支川であったり、つながるところがあると思うんですよね。

もちろん設置される地元への説明であったり、そういったところは必要だと思うんですけれども、その大きな河川には、内水面の漁協さんあるんですよね、その同意が必要だと思うんですよ。そこに対する説明とか行っていらっしゃるんですか。こういった取組の中でやっぱり必要だからという説明がなされておるか、聞かせてください。

○上塚エネルギー政策課長 恐らくアセスとかにかかれば、そういった手続がありますので、されていると思うんですが、小水力につきましては、恐らく規模的にそういった義務とかがない部分がありますので、ただ、漁協さん、川を使う関係で、そういったのはもう当然されていると思いますが、すみません、そこまではちょっと把握はしてないところです。

○竹崎和虎委員 やはり上流から下流まで、

内水面の漁協の理事さんであったりとか組合員の方々多数いらっしゃるし、それぞれ考え方、そういう河川環境に影響がないようにとか、そこにいる生物に影響がないようにとか非常にいろいろ考えられて、河川が濁らぬようにとかそういうことを考えていられると思うもんだから、そういうのを設置すると、必ず影響があるんじゃないかって思われているんですね。そこに対して、業者さんが説明に行っても、なかなか納得されない部分があるもんだから、ぜひ県のほうからも一緒に行っていただくとか、説明に来ていただければ、漁協さんも納得して、こういった導入がどんどん進んでいくと思うもんですから、ぜひそういうところに取り組んでほしいと思います。これは要望で結構です。以上です。

○高野洋介委員長 ほかにございませんか。

○磯田毅委員 そもそもの議論ですけれども、ページは関係なく、今コロナ対策で、私は、うちの事務所に二酸化炭素濃度の測定器を置いているんですけれども、大体400ppm～410ぐらいなんです。それで、こういったカーボンゼロになった場合の、日本だけじゃないんですけれども、二酸化炭素の濃度、大体どれぐらいを目標にしているんですか。

○吉澤環境立県推進課長 すみません、世界全体の二酸化炭素の目標っていうか、今からの二酸化炭素濃度というのは、すみません、具体的な数字を私もちよっと把握していませんけれども、非常に少ない量ではございません。それが増えると、非常に何%まであればいいということではなく、今よりも増えることによって温室効果が高まってしまうというところがございますので、それを今よりも増やさないという努力をしていくということになりますので、何%までの目標というよりも、増やさないという、そういうふうな目標

が世界的に定まっているというふうには認識しております。

○高野洋介委員長 ほかにございませんか。

なければ質疑を終了いたします。

次に、②有明海・八代海の環境の保全、改善及び水産資源の回復等による漁業の振興に関する件及びアサリ関係の説明を受け、まとめて質疑を行いたいと思います。

それでは、執行部から説明をお願いいたします。

○吉澤環境立県推進課長 有明海・八代海再生関係でございます。

今回は、アサリ関係を資料3、4で報告させていただきますので、資料2のアサリ関係部分については割愛して、一括で資料3、4で説明させていただきます。

それでは、資料2の4ページをお願いいただけますでしょうか。4ページでございます。

普及啓発活動の展開の部分でございます。

グラフが入っているページでございます。

現状としましては、県下一斉清掃活動や環境出前講座等の普及啓発活動を行っておりますけれども、図のとおり、環境出前講座につきましては、コロナ禍以降、増加傾向にあり、一方で、県下一斉活動については、参加数が減少が続いておるという状況でございます。やはり、この感染の状況に応じた柔軟対応を検討してまいらなければならないと考えているところでございます。

続きまして、5ページのほうお願いできますでしょうか。

取組実績と取組予定でございます。

今の説明と重なるところもございまして、一斉清掃活動の①の部分でございます。

河川や海岸の一斉清掃活動の参加者ですが、令和3年度は、小さい数字になりますけ

れども、9,800人と令和2年度の6,500人に比べると増加しておりますけれども、やはり令和元年度の3万人弱という人数には及びません。

一方で、環境出前講座は、水俣で小学5年生が学ぶ肥後っ子教室がオンラインになるなど、リアルに目前で行う講座ということが人気が高まっております、令和3年度が2,750人受講しております、毎年増加しております。こういったニーズを踏まえて、状況に応じた啓発活動に取り組んでまいりたいと思っております。

環境立県推進課は以上でございます。

○中原水産研究センター所長 水産研究センターでございます。

14ページをお願いいたします。

(1)海域環境への負荷の削減の⑦養殖場から排出される負荷の削減です。

養殖場における給餌や排せつによって生じる環境負荷を低減させるため、アオサとして流通しておりますヒトエグサやヒジキといった窒素、リンを栄養塩として吸収する海藻類の増養殖技術の開発に取り組んでまいりました。また、地元漁協が策定しました漁場改善計画の着実な実施に向けた支援、指導や個別養殖業者に対する魚種ごとの適正給餌量についての指導を行っております。

15ページの令和3年度の主な取組実績及び令和4年度の取組予定でございますが、このうちの①ヒトエグサ人工採苗網の量産試験につきまして、令和3年度は人工採苗網610枚を生産、7地区8業者に配付しております。令和4年度は、高水温耐性品種の開発など、人工採苗網のさらなる品質向上と安定生産に取り組んでまいりたいと思っております。

水産研究センターは以上です。

○吉澤環境立県推進課長 また飛びまして、20ページお願いできますでしょうか。20ペー

ジでございます。

現状・課題としまして、干潟では、作濘や覆砂、海底耕うん等による底質改善に取り組んでおりますけれども、抜本的な対策には高度な知見と膨大な費用が必要でございますので、国の主体的な取組を求めています。しかし、国でも、いまだ具体的な再生方策は見いだせていないという現状でございます。

続きまして、取組の方向性、2のところでございます。

まず、一番上の丸ですけれども、国に対して、泥土除去等の抜本的な底質改善策の実施や海域での大規模な海底耕うん等の実証事業の実施を求めてまいっております。

続きまして、右側の図を御覧いただけますでしょうか。

ちょっと字が小さいんですけれども、これが、平成28年の国の有明海評価委員会の報告書に示された再生方策でございます。

そのマーカー、黄色で塗っている部分でございます。

非常に小さい字で申し訳ありませんけれども、マーカー部分に底質改善、覆砂、海底耕うん、しゅんせつ、作濘、河川からの土砂流入量の把握、適切な土砂管理、ダム堆砂、河道掘削土砂の海域への還元の検討等と、国自ら整備しております。

まず、この実施を求めることが必要ではあると考えておるところでございます。

21ページをお願いします。

①のところでございますけれども、県の調査で干潟の維持に砂の供給の重要性が示されておりますので、国に対して、底質と河川からの砂の流入の関係について調査研究を進めるよう要望させていただいております。

②の部分でございますけれども、大学と連携した調査につきましては、今干潟がちょっと泥化しておるということがございますので、この干潟にアサリの着底に適した粒径の砂礫等を補うことで、資源回復に寄与する可

能性が調査で示唆されておりますので、令和4年度につきましては、干潟の維持に不可欠な砂供給に向けて検討を進めたいと考えております。

続きまして、22ページをお願いいたします。

八代海湾奥部の関係でございます。

1の現状と課題のところでございます。

地元からは、水害リスクの懸念ということがございますので、その懸念に対し、県には、高潮対策、排水機場の機能強化、河川掘削等の実施を要望されております。国に対しては、地元からは干潟の評価と将来の土砂堆積影響調査等の実施を要望されているところでございます。

2の取組の方向性でございますけれども、防災対策は、流域の連携が重要でございますので、宇城市などの事業主体とタイムスケジュールを共有しまして、水害リスクの軽減に向けて取り組んでまいりたいと思っております。

また、地元と連携し、国に対しての調査等の要望についても実施していきたいと思えます。

23ページ、下をお願いします。

①でございますけれども、水害リスクの軽減に向けた取組として、宇城市としては、本年1月、県には防災対策、国には将来的な影響調査を求めたいという意向を再度確認しましたので、対策としては、令和3年度、令和4年度、共通になりますけれども、排水対策としてのフラッシングによる海岸樋門の機能維持、排水機場の更新整備による排水能力の増強、河川改修や河川の流下能力の確保のための河道掘削等を実施させていただきたいと思っております。

また、来年度は、地元市町と連携した国への要望活動を実施するというふうに考えておるところでございます。

一番最後に、参考として報告を書かせてい

ただいております。

瀬戸内海における栄養塩に関する取組として、令和4年2月に国の瀬戸内海環境保全基本計画の一部が変更されました。来年度以降、兵庫県が県計画を変更するというので聞いておりますので、その具体策が見えたら、また報告をさせていただきたいと考えております。

環境立県推進課は以上でございます。

○堀田水産振興課長 水産振興課です。

28ページをお願いいたします。

(4)アサリ等の水産資源回復等による漁業の振興、③の栽培漁業及び資源管理型漁業の推進、有明海についてです。

まず、現状・課題等ですが、上段の黒丸で示しておりますとおり、このうち、有明海の主要水産資源について、有明海沿岸4県、国が協調し、漁場環境の改善や増殖技術の開発に取り組むとともに、漁業者による資源管理の取組を推進することとしております。

2の取組の方向性ですが、3行目に書いておりますとおり、クルマエビ等の水産資源の回復に向け、計画的な共同放流による栽培漁業の推進を図ることとしております。

29ページをお願いします。

令和3年度の取組実績及び令和4年度の取組予定です。

③、④の共同放流事業計画に基づいた取組や中間育成・放流技術の開発としては、マダイやヒラメなど各魚種の共同放流を計画的に実施するとともに、クルマエビ等について、中間育成や放流技術の開発に取り組んでまいります。

⑤の水産資源の持続的漁獲に向けた新たな資源管理の取組としては、改正漁業法に伴う資源評価に基づき、新たな資源管理に関する制度について、漁業者の方々へ周知を図ってまいります。

30ページをお願いいたします。

(4)アサリ等の水産資源回復等による漁業の振興です。

④栽培漁業及び水産資源管理型漁業の推進の八代海についてでございます。

まず、現状・課題等としましては、八代海では、マダイ、ヒラメ、ガザミなどの計画的な共同放流の実施や新たな放流魚種としてアシアカエビなどの開発など、栽培漁業とともに、漁業者による資源管理型漁業の取組を推進していくことが必要と考えています。

取組の方向性についてでございます。

資源の回復と持続的利用を図るため、健全な種苗の放流による栽培漁業の継続的、効率的推進と併せ、資源管理型漁業の一層の推進を図ることとしております。

31ページをお願いします。

令和3年度の主な取組実績、令和4年度の取組予定についてです。

①で、マダイやヒラメなどの共同放流計画に基づき放流を行い、引き続き、計画に基づき、効率的、効果的な共同放流の取組を推進することとしております。

②新たな放流魚種の種苗生産、放流技術開発の取組としましては、アシアカエビなどの新たな魚種について、種苗生産、放流技術開発に取り組んでまいります。

また、③八代海におけるエビ類の共同放流体制については、沿岸市町、漁協とともに、エビ類の共同放流体制の構築を図りながら、連携したエビ類の共同放流を推進することとしております。

また、④では、漁業法改正に伴う資源評価に基づく漁獲量の管理など、新たな取組を進めてまいります。

32ページをお願いします。

アサリ等水産資源回復等による漁業の振興、⑤の持続的養殖漁業の推進、有明海についてでございます。

現状・課題では、ノリ養殖における近年の高水温や多発する病害の影響に対し、環境変

化に対応した養殖スケジュールの推進や酸処理剤の適正な使用、高水温耐性の優良品種の開発に取り組むことが必要と考えております。

取組の方向性ですが、環境変化に対応したノリ養殖の持続的な安定生産に向けた取組を推進することとしております。

33ページをお願いします。

令和3年度の主な取組実績及び4年度の取組予定ですが、まず、①で、漁場管理に適したノリ養殖スケジュールの提案、養殖管理の推進として、県漁連等と連携し、ノリ養殖状況や栄養塩の調査を実施し、漁場環境、生産状況に応じた養殖管理について指導を行ってまいります。

また、環境に対応したノリ養殖を推進していくこととしております。

②では、酸処理剤の適正使用等につきまして、県漁連と連携して、漁期中に、組合長会議や海上での適正使用等の周知を図ってまいります。

③につきましては、引き続き、高水温耐性品種の養殖試験等も行いながら、環境変化に対応したノリの優良品種作出のための試験も進めてまいります。

34ページをお願いいたします。

(4)アサリ等の水産資源回復等による漁業の振興、このうち、⑥の持続的養殖業の推進の八代海についてです。

まず、現状・課題ですが、魚類養殖を中心とした八代海の持続的養殖業を推進するため、漁場改善計画の着実な実施、漁場環境に配慮した養殖を推進するとともに、赤潮防止対策、新たな養殖種類の養殖技術開発に取り組んでまいらなければならないと考えております。

取組の方向性につきましても、漁場改善計画の着実な実施のため、漁協指導を継続するとともに、赤潮被害の防止対策や藻類、貝類の新たな養殖技術開発を推進することとしております。

35ページをお願いします。

令和3年度を取組実績、令和4年度を取組予定についてです。

①につきましては、各養殖業者が行った魚類養殖場の底質調査の結果等を基に、漁場環境の維持、改善が図られるよう指導を行い、漁場環境の維持、改善に取り組んでまいります。

③の赤潮情報ネットワーク体制の整備等につきましては、赤潮の早期発見や被害防止対策のため、漁業者、市町村、関係者等と連携し、一体となった赤潮情報ネットワークを活用しまして、赤潮発生情報の収集、発信を行うとともに、早期発見や被害防止等を推進していくこととしております。

最後に、④マガキ等につきましては、マガキの天然採苗試験等を行いまして、引き続き、マガキの養殖指導を進めるとともに、生産の安定確保に向けた取組を推進していくこととしております。

水産振興課は以上でございます。

○中原水産研究センター所長 水産研究センターでございます。

36ページをお願いいたします。

(5)再生に向けた調査・研究の充実でございます。

水産研究センターでは、有明海、八代海の再生に向けた各種調査研究につきまして、国や大学、関係県との共同研究や研究成果等の情報交換、さらには各機関の調査結果のデータベース構築への参加など、より効果的、効率的になるよう努めてまいりました。今後も引き続き、各研究機関との役割分担を明確にし、情報の共有化、連携を高めることで調査研究の充実を図ってまいります。

また、有明海・八代海等総合調査評価委員会の方針に従い、アサリなど有用二枚貝やノリ養殖に係る調査研究、水質、底質等の知見の収集、整理を行っていくこととしておりま

す。

37ページの取組実績及び取組予定でございます。

③大学との共同研究に関する件で、八代海のタチウオの生態調査につきまして、これまで八代海で漁獲されるタチウオの約7割が八代海生まれ、残りが東シナ海生まれであることが明らかになり、令和3年度には、漁業種類ごとのタチウオの漁獲サイズについての知見が得られております。令和4年度は、タチウオの詳しい移動生態を確認するため、標識放流を実施することとしております。

水産研究センター、以上です。

○植野漁港漁場整備課長 漁港漁場整備課でございます。

38ページをお願いします。

(6)上流から下流まで連携した海洋ごみ等対策の推進の①の海洋ごみ対策につきまして、1番の現状と課題につきましては、近年豪雨が頻発し、大量の海洋ごみが漂流、漂着し、海域の環境悪化、海岸機能の低下、船舶の航行や漁業活動への影響が生じており、これは、今後も続くことが懸念されます。

2の取組の方向性につきまして、漁業活動に支障となる漂流ごみや海底ごみを回収、処分いたします。また、白川の河口域では、漂流物対策フェンスを設置いたします。海岸の漂着ごみにつきましても回収、処分をいたします。

39ページの令和3年度の実績と4年度の予定です。

①の漂流ごみにつきまして、3年度は、漂流ごみと海底ごみを500トン余り回収、処分をいたしました。白川河口域の漂流物対策フェンスも設置をいたしました。4年度も同様に対策を行っていく予定でございます。

②の海岸の漂着ごみにつきましては、3年度は、農地、漁港、建設、港湾、海岸の合計で1,794トン回収、処分しております。

なお、漁港海岸で回収しました流木の一部につきまして、地元の希望者に配付をして、有効活用をしていただきました。4年度も、海岸漂着ごみが発生すれば回収、処分をいたします。

漁港漁場整備課は以上です。

○小原循環社会推進課長 資料40ページお願いいたします。

引き続き、②の海洋プラスチックごみ対策について御説明いたします。

1、現状と課題につきまして、1つ目の丸ですが、海洋プラスチックごみの多くは、陸域から流出したものであり、流れ出て、散らばるまでの効率的な回収が必要となっております。

2つ目の丸で、発生源に応じた流出防止策が必要なこと、そして3つ目の丸で、プラスチックの資源循環を促進するための法律が施行されることを挙げております。

2、取組の方向性につきましては、有識者、関係団体等によりますごみ「ゼロ」推進会議、こちらからの提言を踏まえまして、回収、排出抑制、リサイクル、この3つの取組を進めております。

続いて、41ページは、令和3年度の実績と4年度の取組予定でございます。

①は回収の強化です。

市や町における海洋ごみの回収、処分などを支援しております。

②は排出の抑制です。

農業・漁業団体に加えまして、商工団体と連携した取組も進めてまいります。

③は分別回収・リサイクルの促進です。

市町村におけるプラスチックごみの分別、回収、拡充などの支援を行ってまいります。

循環社会推進課は以上でございます。

○吉澤環境立県推進課長 環境立県推進課でございます。

最後に、43ページをお願いいたします。

一覧としまして、有明海・八代海の再生に向けた熊本県計画に掲載予定の事業の一覧をつけております。

時間の都合もありますので、説明は、今日は割愛させていただきます。以上でございます。

○高野洋介委員長 続きまして、アサリ関係の説明をお願いいたします。

○山田水産局長、水産局でございます。

資料3をお願いいたします。

③アサリ関係について、(ア)アサリの資源回復に向けた取組についてです。

資料をおめくりください。1ページをお願いいたします。

まず、アサリ漁業の現状と課題です。

左側のグラフは、上段左側に有明海の平成25年から令和3年までのアサリ漁獲量と生産金額の推移を示しております。平成29年は、675トンまで回復しましたが、その後減少し、令和2年は、取り控えもあり、漁獲はありませんでした。

右側は、現状、課題を記載しております。現状としては、漁獲量の低迷、母貝の減少による産卵量の減少、稚貝が発生してもその後減耗している状況です。このため、産卵量増加に向けた対策や生残を高めるための生息環境改善を課題として考えております。

下段は八代海です。有明海と同様に整理しております。八代海は、平成30年の76トンでピークに漁獲量は減少しており、令和3年には11.2トンとなっております。有明海と異なる点としては、大雨の頻発化による大量へい死が見られるため、淡水化リスクに対応した生産を課題として考えております。

2ページをお願いいたします。

2の近年の取組についてです。

有明海では、令和元年から沿海漁協で稚貝

の着底を促進する網袋を設置し、母貝団地の形成に着手しています。また、令和2年度からは、着底した稚貝が減耗してしまう対策として被覆網を設置し、アサリの保護、育成を図る試験を開始しております。あわせて、覆砂やナルトビエイ駆除事業を継続して取り組んでおります。

八代海では、母貝団地の形成や食害生物、風、波からの保護のため、今年度、被覆網の範囲を拡大しています。また、覆砂やナルトビエイの駆除の継続に加え、淡水被害対策として、早期生産の実証試験を実施しております。早期生産については、後ほど説明させていただきます。

3ページを御覧ください。

3、取組状況とその成果、有明海についてです。

まず、再生産サイクル形成に向け、令和元年度から13漁協で網袋8,700袋を設置したことなどにより、左下のグラフのとおり、母貝団地の形成が進み、浮遊幼生の発生の増加が見られます。

2つ目です。12漁協が被覆網の実証試験を実施し、漁場環境に応じた目合い等の検討を行う中で、下段中央のグラフのとおり、5か月間で6割程度まで生残する高い保護効果を確認できました。

3つ目です。食害生物の駆除を実施し、下段右側のグラフのとおり、ナルトビエイで駆除数の減少が見られ、推定来遊個体数も減少、横ばい状態です。

4ページをお開きください。

次は、八代海です。

産卵母貝の増加に向けた取組として、まず、八代海は、有明海と比較して浮遊幼生の発生数が少なく、積極的な産卵母貝の増加が必要です。左下のグラフで、両海域の浮遊幼生の比較をしております。

次に、令和2年7月豪雨では、北部海域が淡水化によりへい死が発生したものの、八代

市大島以南では母貝が生残しておりました。中央の図には、そのときの状況を示しております。バツは全滅、三角は稚貝のみ生残、丸は母貝、稚貝とも生残しています。当時は、沖合海域を含め、北部海域は、全域が淡水化されておりました。

次に、令和2年の浮遊幼生調査では、豪雨直後から発生量が減少しており、大島以南の母貝だけでは生産を回復させるための母貝が不足しています。

右下のグラフを御覧ください。

令和2年は黄色の線ですが、豪雨後、浮遊幼生の減少が11月まで続いています。

5ページをお願いします。

北部海域における産卵場の確保には、環境条件を踏まえた母貝団地の確保が必要です。このため、成熟のための餌環境のほか、管理が重要であることから、漁業者が管理しやすい干潟域での母貝団地の確保を推進することとします。

左下に、沖合と干潟で淡水化に対するメリット、デメリットを整理しております。沖合の場合、土砂やごみの流入など陸域からの影響を受けにくい反面、管理上問題があると考えています。

右下には、網袋、被覆網等による母貝団地実証試験に取り組んでいる各地の状況を示しております。

6ページをお願いします。

豪雨による淡水化に対応できる生産体制の構築です。被覆網による稚貝の保護により、食害による減耗を抑えて、漁獲サイズまで生育できることを確認しています。

左側のグラフを御覧ください。

鏡町漁協での被覆網の試験結果を示しておりますが、上段が被覆網設置、下段が設置しなかった場合の比較です。被覆網のみ1平方メートル当たり750個の漁獲サイズの生産が確認されました。

次に、右側のグラフを御覧ください。

これは、被覆網により保護した場合、7月から9か月程度、梅雨前までに殻長28ミリ以上の出荷サイズに成長することが確認されたものです。このため、被覆網により食害等から保護することに加え、へい死のリスクが高い梅雨の前までの早期生産の導入を検討していくこととしております。

7ページをお願いします。

5、有明海・八代海の推定漁獲可能量についてです。

有明海では、令和3年以降のアサリの分布調査結果や被覆網の調査により漁獲可能量を推定したのですが、共に前年よりも漁獲の増加を見込んでおります。現在のところ、有明海では209トン、八代海では18トンの生産を期待しております。下段では、両海域の主漁場ごとに推定した漁獲量を示しております。

8ページをお開きください。

6、今後の対応について、まず、有明海です。

先ほど申し上げたとおり、令和4年の漁獲量の推定として209トン进行期待しており、今生息しているアサリを4万平米の被覆網により、食害や風、波から保護し、漁獲につなげることとしております。

令和5年です。令和3年の9月から11月の調査では浮遊幼生は1トン当たり2万6,741個で昨年の1.2倍、過去6か年平均の1.5倍と例年より多く発生しております。順調にいけば、今年の春には、河口域の干潟に1平米当たり約3,000個の稚貝が発生すると推定しております。そして、秋には、1平方メートル当たり約1,600個程度まで期待できると、平成28年並みに相当し、その翌年、672トン近い生産につながればと考えております。

現在、令和5年は、350トンを超える漁獲を期待しており、今後は、分布量調査に基づき、被覆網を高密度域に張り込むなどの対策に努めてまいります。

9ページを御覧ください。

八代海です。

まず、漁獲量推定の前提についてです。

八代海は、食害生物の影響が大きく、被覆網で保護しないとアサリが漁獲できない状況であること、また、鏡町漁協を中心に保護対策が進められており、被覆網の設置面積と管理により大きく左右されます。

このことを踏まえ、被覆網4万1,200平米で保護されるアサリを、調査から推定した生育密度1平米当たり0.44キロから漁獲量18トンと推定しております。今後、被覆網の管理徹底を指導するとともに、新たな被覆網3,000平米の設置を支援することとしております。

令和5年は、県の支援に加え、漁協単独分を含め、4万9,700平米の被覆網が設置されることから、50トン相当のアサリが生産できると推定しております。今後、被覆網の管理指導で、食害や風、波から保護し、漁獲につなげてまいります。

10ページをお願いします。

8、まとめです。

令和4年は、有明海、八代海合わせて227トンの漁獲を目指しております。また、令和5年は400トンの漁獲を目指します。

下段の表を御覧ください。

一番上ですが、令和2年秋から令和3年夏まで産卵、着底したアサリは、赤色の枠になりますが、成長後、令和4年の春、夏の漁獲につながります。同様に、令和3年秋から令和4年の夏までは、産卵、着底したアサリは、緑色の枠ですが、令和5年の春、夏の漁獲につながります。

これらのアサリを順調に生育させていくためには、有明海、八代海で稚貝の保護、産卵母貝の保護、母貝団地形成や覆砂による漁場環境の改善、ナルトビエイなどの食害生物の駆除に取り組んでまいります。

次に、資料4をお願いいたします。

アサリ産地偽装の根絶に向けた取組についてです。

1ページのほうをお願いいたします。

まず、本県産のアサリを取り巻く現状ですが、右側のグラフに記載のとおり、近年の漁獲量は、平成15年の6,877トンとピークに、令和3年は35トンと大きく減少しております。

右は、アサリの輸入量の状況ですが、西暦2000年に約7万5,000トンと記録した後、緩やかに減少し、直近の2021年では輸入量が3万419トン、うち中国が8割、韓国が2割を占めております。

2ページをお願いします。

蓄養とは、出荷調整や砂抜きのための単なる保管している状態のこと、市場操作その他のため、短期間保存することであり、漁業法上での規定がありません。

通関の流れとして、輸入貨物は、税関長が許可した保税蔵置場に置くことができます。また、県内では、保税蔵置場に置くことが困難または著しく不適當な貨物として他所蔵置が許可され、その後、出荷調整等のため、蓄養されております。

3ページを御覧ください。

上段は、先月国が公表した実態調査の結果です。

2,485トンと全国で大量のアサリが熊本県産と表示され、販売されていたと報告されています。

左側の棒グラフは、2019年から2021年までの月ごとの輸入量をグラフ化したものです。

下の1つ目の丸ですが、アサリは梅雨時期の低塩分や夏場の高水温に弱いため、本県で蓄養に適した期間は10月から5月と考えられます。そのため、三池、熊本、三角の税関署等を通関する輸入アサリの全てが本県で蓄養をされていると仮定すると、2021年の輸入量全体の約30.5%と推測されますが、残り約70%となる下関が保税地となるアサリの実態は

今のところよく分かっておりません。

4ページを御覧ください。

純熊本産の天然アサリと輸入アサリを分けた流通のイメージです。

上段の天然アサリは、その8割程度が県漁連から指定商社へ共販として出荷されています。

ここで、右下の枠組みの国の調査結果を御覧ください。

国は、昨年10月から12月の3か月で2,485トンが熊本県産として販売されたと推定しております。この期間に市場に出荷される可能性がある輸入アサリは、蓄養期間が最長で3か月間であるとする、調査期間の始まりとなる10月の3か月前に当たる7月に輸入された分から市場に入ってくることになります。

そこで、資料下段の輸入アサリの流れの上から5行目、星印に記載のとおり、7月から12月に輸入された1万812トンを保税地ごとに区分して分析してみました。本県の蓄養場に入る可能性が高い輸入アサリは、上の細い矢印のとおり、2,448トンで全体の約2割程度です。

一方で、3ページのグラフの緑色の部分となる下関を通関する輸入は8,364トンで全体の約8割近くにも及んでおります。

5ページをお開きください。

アサリの産地偽装の手口として悪用されている長いところルールについてです。

アサリの場合は、魚類のように大きさで成育年数の判別が困難であり、県としては、このルールの適用の見直しを国に要望しているところ です。

6ページをお願いいたします。

アサリ産地偽装に対するこれまでの対応についてです。

原産地表示がルール化された平成15年以降、法律に基づき、県が指示及び公表を行った事案が8件ございます。

7ページをお開きください。

国や他の自治体が行ったアサリに関する措置案件です。九州農政局管内では、合計14件の指示及び公表が行われています。

8ページをお願いいたします。

県では、この危機的状況を打開し、産地偽装の根絶に向け、5つの取組を進めています。現在、5つ目の産地偽装を防ぐ仕組みづくりのため、熊本県産アサリブランド再生協議会による検討を進めているところです。

9ページをお開きください。

2月11日に、全国紙、地方紙に、右側に示した新聞広告を掲載し、広く情報発信をいたしました。

10ページをお願いいたします。

疑義案件の情報提供については、アサリ産地偽装対応ダイヤル、産地偽装110番で受け付けております。開設した2月1日から3月3日までの31日間で、341件の情報提供がなされております。

11ページをお願いします。

2月8日に知事が金子農林水産大臣と若宮内閣府特命担当大臣に直接手渡した国への緊急要望の内容で、4点要望しております。

まず1点目は、販売・流通調査の実施と連携した取締り体制の整備です。2点目が、長いところルール運用の見直しです。3点目は、トレーサビリティ制度の構築とその取組への支援です。最後に、4点目が科学的分析検査の体制整備への支援です。

12ページをお願いいたします。

今回の先議で議決いただきました2月補正の内容についてです。

右側上段のとおり、予算総額は、1億5,100万円です。内容は、次のページ以降で御説明いたします。

13ページをお願いいたします。

まず、1つ目の1、アサリ産地偽装根絶に向けた取組です。

記載のとおり、事業費1,600万円、疑義案件に対する立入検査の実施、産地偽装の科学

的検証のためのDNA検査、行政措置及び悪質案件に対する告発の検討、最後に、長いところルールの見直しに係る取組になります。

14ページをお願いします。

2つ目2、アサリ産地偽装を防ぐ仕組みづくり、風評被害対策等についてです。

まず、アサリ産地偽装を防ぐ仕組みづくりのうち、熊本県産アサリブランド再生協議会です。

これは協議会の設置、運営に要する経費で、事業費600万円です。

同協議会では、上段右に示すとおり、県、漁業団体、販売事業者、学識者、弁護士を構成メンバーとして、2月22日に第1回の協議会を開催しました。この協議会で短期集中的な議論を行い、2か月間の出荷停止期間中に純県産アサリを確実に消費者の皆さんに届ける仕組みを構築いたします。

15ページをお願いします。

上段の(2)産地偽装防止プロジェクトです。事業費3,100万円です。

認証制度の創設は、県産アサリを購入できる販売店の認証制度とその運用や小売業者等の加盟促進です。

流通監視体制の構築は、生産現場から販売店までの流通を追跡できる仕組みづくりと産地を保証するためのDNA検査技術の導入を伴う経費です。

下段、(3)は県産アサリのブランド力向上プロジェクトです。

事業費3,000万で、産地偽装プロジェクトで流通する熊本県産アサリの認証店での販売促進フェアを行うこととしております。

16ページをお願いします。

出荷停止に伴う漁業者への支援ですが、上段、(4)県産アサリのお荷停止、販路再構築に伴う支援です。

事業費3,900万円で、出荷再開に向けた漁業者の漁場保全の取組や再出荷の際の販路開拓の経費等への支援です。

下段は、(5)県産水産物の風評被害対策です。

事業費1,700万円ですが、無利子貸付制度の創設につきましては、被害を受けた漁業者の事業継続等のための貸付制度を創設するものです。また、水産物の販売促進等につきましては、風評被害を受けた水産物の消費喚起のため、漁業者が行う販売促進活動や宣伝、広報等に要する経費を支援いたします。

17ページをお願いします。

アサリ資源を保護する取組への支援です。

事業費は1,200万円、県産アサリの保護対策として、出荷再開後の県産アサリの生産量を確保するため、食害生物や風、波等からアサリを保護する被覆網への支援や管理など技術的な指導により、県と漁業関係者が一体となってアサリ資源の保護に取り組むものです。

18ページをお願いします。

アサリのDNA分析についてです。

2つ目の丸ですが、産地判別では、①国内、②中国とで分けることができます。農林水産消費安全技術センター、通称FAMICが全国唯一の検査機関であります。また、2月8日の要望を踏まえ、既に水産研究センターへ技術指導が行われたところです。引き続き、FAMICの指導を受けながら、純県産アサリを消費者に確実に届けられる仕組みづくりに活用していくこととしています。

最後に、19ページをお願いします。

県産アサリへの信頼性を確保する仕組みです。

まず、蓄養が行われている漁協に対するアサリ振興関係補助金の除外については、産地偽装につながる蓄養がまだ行われている漁場を管理する漁協に対しては、県産アサリの振興に関する県の補助金等を交付しないこととするものです。

次に、(2)県産アサリ振興に係る条例の策定です。

これは、産地偽装アサリを根絶し、純県産アサリを守り育て、適正に販売、流通していくための本県独自の条例を6月定例会に提案できるよう、策定に向け検討に着手しております。

産地偽装は、熊本ブランド全体への信頼を大きく揺るがすものであり、本県が掲げる食料の安全保障を脅かす重大な問題です。二度とこのような事態が起きないように、産地偽装アサリの一掃、徹底的な調査、取締り、純粋な県産アサリの生産、流通の三原則により、県産アサリの産地偽装の根絶に全力で取り組んでまいります。

私からの説明は以上でございます。

○高野洋介委員長 以上で執行部からの説明が終わりました。

質疑はございませんか。

○井手順雄委員 アサリに関して質問いたします。

そもそも、この産地偽装っていうのが発覚したのは、おさらいしますけれども、令和3年の12月、福岡の会社が摘発を受けて、それが、農林水産省が調べたら発覚したっていうような経緯でよかですか。

○堀田水産振興課長 産地偽装につきましては、先ほど報告資料のほうにありますとおり、こちらでいきますと、7ページになります。

15年の旧JAS法を含めまして、食品表示法に含む指示案件ということで、16年6月というのが最初の中国産を熊本産と表示したということで、これが最初産地偽装があったというのが明らかになった事例であるかと思えます。

本県におきましては、前のページ、6ページで示してありますとおり、平成17年に、北朝鮮産を有明海産というふうに表示したとい

うのが県内で確認できたというのが一番最初になるかというふうに考えております。

○井手順雄委員 一番最初んとは聞いとらぬとですよ。知事があんだけ怒ったような感じで根絶すると言い出したとは何が原因で言い出したとかっていう話。

○山田水産局長 水産局でございます。

資料の3ページにございますが、1つは、こちらにございます農水省、国のほうが2月1日に発表いたしました実態調査の結果でございます。それと、もう1つ、1月22日にテレビ番組で産地偽装についての報道があったということがきっかけだと思っております。

○井手順雄委員 その業者っていうのが、この3年12月の五橋水産のところが発覚したとが起因になつとるわけないな。

○山田水産局長 1月の22日の報道につきましては、3年前から継続した取材をされていて、それを報道されたものというふうに思っております。また、先ほど申し上げました3ページの国の調査報告は、昨年10月から12月までの3か月の調査結果、これを公表したものであるというふうに思っておりますので、直接的なものではないかというふうに思っております。

○井手順雄委員 やっぱり、どっかの偽装しよる会社があつて初めて摘発するわけでしょうたい、国は。その会社はどこですかって聞きよるとたい。熊本県の業者じゃないでしょう。どこですか、そこは。

○山田水産局長 今御説明申し上げましたとおり、今回大きくクローズアップされたというのは、3ページのところに書いてもおりますが、全国の広域小売店におけるアサリ推定

販売量が3,138トン、そのうち80%に当たるものが熊本県産と、いわゆる熊本県産と称して大きく流通をしていたということでございます。

○高野洋介委員長 ちょっと待ってください。私が把握している、思っているのは、テレビ番組で特集された、これが全国的な問題になった、それで、ようやく県がしっかり国と連携して調査に乗り出した、これが農水省の発表じゃないですか。だから、7ページ、6ページの偽装までの、これまでの対応っていうのは分かって、摘発されたところもあるけれども、それを普通の、もう行政処分だとか、いろんな処分でただしてたということじゃないかなというふうに私は理解してまうけれども、違いますか。

○竹内農林水産部長 補足をさせていただきます。

委員長おっしゃったとおりのところでございまして、まずは全国放送で非常に大きな特集がされました。それが、熊本が産地偽装をやっているような形の報道ということもございまして、県全体のブランド、アサリだけでなく、熊本県全体への信頼が非常に揺らぐというので、非常に大きな衝撃を知事も受けられました。それもございまして、そういう動きで何とか対応していかないといけないということで、県漁連の御協力等も得ながら、いろんな、どういうやり方があるのか、今回出荷停止ということをさせていただきましたけれども、そのような中に、この国の調査というのが、ちょうど報道出るぞという話が入ってまいりまして、この2つが重なったことで、今回、これまでの対応と違った、まさに荒療治ですけれども、漁協、それから各漁業者の皆さんの協力も得て出荷停止、それから根絶に向けての取組、そして新たなアサリの再生というのをつくらせていただいていると

ころです。

○井手順雄委員 本当、迷惑な話よな、熊本県からしてみたらね。福岡の人が、佐賀県の人が熊本県産アサリって言うて、それを全国ニュースで知らしめると。我々、我々って言うとおかしかな。漁業関係者に至っては、大概心外ですよ。そういう中で今こうだった状況になると。

これは先週もらった資料なんですけど、同じ資料なんですけれども、知事が視察されたっていう写真が載ってます、これに。蓄養場って書いてありますけれども、どこの漁場の蓄養場なんですかね、地先の、管理されている漁協は、教えてください。

○山田水産局長 蓄養場につきましては、今現在、県内で把握しているのは、4漁協の地先で行われているというふうに思っております。

そちらの今の写真等につきましては、県北の漁協さんというふうに思っております。具体的な漁協名につきましては、現在のところ公表をさせていただいておりませんので…。

○井手順雄委員 写真で書いてあるよ。どこですか。

○高野洋介委員長 もう少し皆さん冷静に挙手の上御発言をいただきたいと思います。まだ時間はたっぷりございますので、そこを踏まえて答弁のほうはもう一回……。

○井手順雄委員 お願いします。

○竹内農林水産部長 知事が視察したのは、
——の地先になります。

○井手順雄委員 岱明漁協の地先と高道、こ

の滑石の漁協にもちょっとかかっとならぬですか。場所としては。

○堀田水産振興課長 岱明漁協につきましては、これは視察の以前に報道等でありまして、漁協のほうの名前のほうも出てきたというところがございます。それを踏まえて、蓄養場の現状を知るためということで視察をさせていただいております。

○井手順雄委員 あと、ほかの漁場に関しては公表できないというような話をこの間伺いましたけれども、この漁場の公表をせぬ、しないような方法でしたらどぎゃんですか。その報道があったから公表してまずじゃなしに、県としては、4つの漁協が蓄養場がありますっていう言い方にせぬと不公平ですよ。そこはがんしてから参考資料で出すということ自体が間違うと、それを隠すなら——これはいいです、いいです。

それで、それに合わせて、この蓄養場、今度の補正でこの蓄養場を貸している、地先を貸している漁協さんに対しては、今度の補正の分の漁場保護活動とか融資とかいうのは、19ページの1番に、産地偽装につながる蓄養がいまだに行われている漁場を管理する漁協に対しては、県産アサリの振興に関する県の補助金等は受けられないと、これはどういった理由で受けられぬわけですか。

○山田水産局長 蓄養場につきましては、現在、もともと——すみません、4ページをお開きいただいてもよろしいでしょうか。

輸入されたアサリにつきましては、県内に入って蓄養場に入ってきて、それから出荷調整等されて出荷されるもの。それから、先ほどもちょっとお話にありましたけれども、もうそのまま直接、県にも入らず、そのまま出荷されるもの。恐らく、これがどこかで、流通途中で偽装されるということになろうかと

思いますけれども、県内では、この蓄養場について、非常に産地偽装の温床になっているのではないかというふうなことが言われており、これについて、純県産アサリの振興を考えていく上で、漁協と一緒に、漁協さんと一緒に蓄養場を廃止していこうと、やめていこうということで、今回補助金の対象から外したいというものでございます。

○井手順雄委員 じゃあ、その4漁協に対しては、もうヒアリングを行って、やめてくださいっていうそういった協議がなされているんですか。どういう状況ですか、その中身は。

○山田水産局長 水産局でございます。

関係する組合さんのほうにはお話はさせていただいているところでございます。組合の中でもいろいろ議論があるようで、ただ、やはりやめ難いというふうな意見もちょっとお聞きをいたしているところでございます。

○井手順雄委員 私が1つ心配するのは、そういう蓄養をする漁協はアサリガイがよく取れるところなんです、漁場が。アサリが取れるから蓄養も可能になってくるわけ。例えば、私のところの漁業関係のところは、もうアサリは全然取れない。そんなところには誰も蓄養せぬわけよ。そういった形の中で、漁業、アサリガイが取れるところにおる、なら、組合員さんはどうなるのかなって思うんですよ。

例えば、そこの蓄養会社さんと業者さんと福岡の単協の組合長さんが、組合事業として、ああ、よかですよって、うちのこの場所に置いてください、その代わり場所代幾らいただきますよという取決めでされとるって思うとたいな。しかし、だから、そこの組合員さん、いわゆる採貝業を行う人たちには、

その話が果たして行っているのかね。そうした人たちが、なら、漁場整備しますからって、この補助金で海底清掃代を、日当いただきますと言うてももらえぬわけないな。これは相当やっぱり不公平なことだと思いますよ。

この蓄養場、いわゆる出荷調整は漁業法には抵触しないわけだから、そして勝手に、法律がないのに、あたたちが決めていいのかと。そしたら、私が思うに、蓄養の、例えば、今まで蓄養しとった業者さんが、中国から輸入しますと、1か月に1回アサリを。今度は中国産で出荷します。そうした場合、1か月間の期間、どう読み解くですか。やはり、外に漏れぬようにネットに包んで、そういう蓄養場に置いて、生かして、それを毎日毎日取って出荷して、中国産で出すというようなことばせぬと、今度は、そういった扱う業者もおらぬことになるんですよ。現に、今6万トン以上アサリが出てます。県産の35トンじゃ、なんとんつくれぬとですよ。

こういうことを考えるならば、やっぱり業者のことも考え、そん代わりに、それをぴしゃっと管理するのはあたたちでしょうが。ちゃんとそのアサリガイを表に出さないと、中国産は出さないで管理してくださいよというのを徹底して指導する、そうした方向で持っていかなと、熊本県民のみならず、日本国民はアサリガイば食われぬごつなるんですよ。そういったことまで考えなくてはいけないと思いますよ。その漁業者のこととその業者のことについていかがお考えか。

○竹内農林水産部長 今回、まず、4ページの資料を御覧いただいてよろしいでしょうか。私ども、今回、純熊本県産のアサリ、今まさに止めて、新たな再スタートを切ろうとしているアサリをどうやればしっかり市場、それから消費者の皆さんにお届けできるかということを考えました。そのために、2月補

正で今回予算化をしていただきました。この予算というのは、まさに純粋な熊本産のアサリ、これを熊本のブランドを守るために、出すための予算というふうに考えております。

そういった中にありまして、蓄養をやっておられる漁協のほうで漁場管理をしっかりやった上で、天然アサリのほうにシフトしていただく、そういうことをすれば、補助金のほうについては出したいと考えております。

まさに熊本県産のくまもとブランドを守るための予算ということもございまして、今回資料のほうに記載しておりますように、3事業、6,430万につきましては、蓄養をやっておられる間は止めさせていただくという議論が、政策的な予算で、法に基づいて給付する義務的な、支給する交付金等ではございませんので、ここは政策的にぜひ新たな構造の転換といいますか、輸入アサリの蓄養という形でないのをやっていただければというふうに考えたところでございます。

○井手順雄委員 有明海には、もう15～16年前から中国産が入ってきています、年間6万トン、7万トン。そんで蓄養されております。可能性の一つとして、蓄養をしたところから、普通の漁場に行って浮遊幼生、いわゆる稚貝が生まれたら、それは中国産のDNAなんですよ。それは長いところルールで熊本県産になるんですよ。そう理解してますね、1世代超えたら。だけん、あたたちがDNA検査で10個取って2個中国産が出たら疑惑があるというような言い方をされますけれども、それは長いところルールでいけば、漁民から言えば、これは1世代前の中国産のアサリですって、長いところルールで熊本県産ですって言えるわけですよ。可能性はあります。大いにあります。そうしたものをどうやって熊本県産と分けていくんですか。無理でしょう。純粋な熊本県産どうやって分けていくんですか。

○竹内農林水産部長 現段階で考えておりますのは、DNA検査を漁場でやる、それから間の流通の過程でもやる、そういった形で担保していきたいと思っています。

それから、過去、その蓄養されている部分との交雑っていうんですか、コンタミみたいな話につきましては、蓄養されているアサリ自体が非常に環境の悪いところにいるので、何か長期間、母貝になるまではいかないんじゃないかというふうに考えておりますので、しっかりDNA検査等をやって純熊本産というのを明らかにしていきたいというふうに考えております。

○井手順雄委員 あんまり言うても一緒だけど、やっぱり漁民のことも考えてくださいよ。そりゃあブランド化を守るっていうのは本当によかこつです。業者を廃絶するって本当せないかぬです。しかし、それには、採貝漁民がおるわけです、漁業者が。こん人たちが気持ちよく取れるような、そういった体制ばとっていただければ、何か漁民が悪かごたつ感じで、蓄養しとる組合は、何か悪かごとしよるごたるって、何もしとらぬとですよ、悪かことは。ちゃんと分けてしよる人はしよらすとだけん。中国産で出しよらすとだけん。そういう業者さんもいらっしゃいます。だけん、そこは一生懸命考えてやってせぬと、こぎゃん頭ごなしに政策をやっても、私はもうこのアサリ業界というのは潰れてしまうと思います。ぜひともそこら辺は考えてやってきていただきたいと。

それと、もういつちょよか。

して、この今代替事業として、アサリを保護するために、今まで通常覆砂、しゅんせつ、作濘等々を行っていただいております、通常。それはありがたいと本当思っております。

しかしながら、年々年々、アサリの漁獲量

が減ってくる、そんだけ事業しても。これに対して今の方法で果たしていいのか、変えて何か違う方法をやらぬと、これは増えぬぞとということを考えないのか。

それと、今被覆したり袋に詰めたりしております。これは、そこ辺のアンテナショップとか道の駅で売るぐらいしか取れません、どぎゃん頑張ったっちゃ。また、来年すれば、その被覆網なんか、もうカキ殻とか藻がついて取り替えなんですよ。大概労力がかかります。そして、市場に出したその周りにまいたら全部死んでしまいます。もう出せば一過性で終わりですよ。袋だが、出荷したら終わりたい。また一番からたい。そういった行政をしよったっちゃアサリは増やせませんよ。推定で300トンとか500トンとか、無理です。私はよく分かります。

ならば、どうするかで、もう熊本県からアサリやハマグリはもうなくそいて、あたたちは思うのかたい。今までどおりの覆砂とか作濘、耕うん、これじゃ全く効果がないっちゅうこつですよ、実際。漁獲高ば見てくれぬですか。35トンですよ。2,000万たい、金額にしたっちゃ。有明海全体で2,000万しか上がつとらぬとですよ。そぎゃんことで熊本県のブランドのアサリができますか。そこ辺はどういうお考えですか。

○山田水産局長 これまで様々な取組を漁業者の方々と一緒にやらせていただきました。今おっしゃった覆砂、それから作濘、それから食害生物ナルトビエイの駆除、ツメタガイの駆除であるとか、それから母貝団地をつくるということで網袋をつくって母貝団地をつくるなどの取組をやっております。

アサリが大きく減少した原因というのは、非常にいろんな原因が重なって減ってきたものというふうに理解しておりますけれども、やはりこれら一つ一つ、地道ではありますけれども、積み重ねていって、何とかあの漁獲

を増やしたいという思いで現場でも頑張っ
て指導をさせていただいているところ
でございます。

確かに、200トン、300トンぐらいでは、
まだまだ少ないのかもしれませんが、そ
の一步一步を積み重ねることがやはり大
事なことかなというふうに考えて取組
を進めていきたいというふうに思っ
ております。

○井手順雄委員 もう言うても水かけ論に
なりますから、もうここ辺でやめます
けれども、やはり昔の豊穰の海、有明
海を取り戻すという気持ちを持ちなが
ら、今の方法でしか策がないってちゃ
策がないですよ。私もよく分かります。
抜本的な対策なんて無理です。それ
をしなくちゃ、もう絶対アサリ、二
枚貝取れません。タテガイもしかり
です。

やはり、このヘドロの撤去、これが一
番だと思います。それができないなら
ば、このまま衰退していくのがもう
現状です。そこを何とか行政と漁民
さんと一緒になってやってるのが、こ
の被覆網とかネットですよ。これは、
ただもう、さっきも言うたごと、本
当、一過性のもんです。部長、大々
的に何かできるような、逆に、どっ
かの漁場を1か所でモニタリングみ
たいにして、びしゃっとヘドロをど
けてたい、一漁協の地先に。地先は
どこでんよかです。のけて砂をびしゃ
っと入れて、そこで県産のアサリとか
ハマグリとか置いてみらんですか、
そこでできるならば。そっでできる
ならば、これが原因たいていの分か
りますけんが。そういった大々的な
計画もするべきだと思います。そこ
辺は、今後に向けて考えてください。
要望です。以上です。

○高野洋介委員長 ほかにございませ
んか。

○城下広作委員 これは、資料4の18
ページです。

いずれにしろ、井手議員のいろんな話
もございしますが、今後県産のアサリ
というのをしっかりブランド化する、
明確化するというのは、別に大事な
ことです。

そこで、そのことを保証する一番の
最大根拠となるのがDNAの分析とい
うふうになると思います。この資料
でいくと、DNAの判別が可能という
けれども、1番の国内、国内は韓国
南岸産も含む、2番は、中国または
韓国西岸のほうになるってことで、
これは2種類の分類でしか分らない
ということですか、それをまず確認。

○山田水産局長 水産局でございます。

現段階では、この判別では2つに区
分できないということです。

○城下広作委員 そうすると、国内で
一番最初に韓国南岸というふうに、
例えば、韓国産が来て蓄養している
とか、韓国産が今現在生息している
としても、検査したときには、これ
は日本の産なのか韓国産のか分か
らぬから、これは国内産という形
で判断をしていくということになる
んですかね。

○山田水産局長 現段階では、いわ
ゆるこの2番、中国または韓国西
岸産ではないということではござい
ません。

○城下広作委員 じゃあ、トレーサ
ビリティのときに、これは国内産
という形の、これはDNAはこちら
のほうになった場合には、これは
県産のアサリということの分の表
現になっていくってことなのかな。

○山田水産局長 DNA検査だけで
ということではなく、いわゆる取
ったところからしっかりとトレーサ
ビリティをしていって、とりあ
えずトレースしていくことによって、

熊本県で取れたアサリをきちっと消費者の方々にお届けするというふうなシステムを考えていきたいというふうに思っております。

○城下広作委員 分かりました。要は、どこから産出されて、どこに納めて、そしてそれが間違いなくということで、そこで一つ一つ確認をし、なおかつ、このDNAでこうやって分類の1のほうになると、これは熊本産だというふうに、ある意味で決定できるという流れですね。非常にこのことは大事だと思います。

そこで、先ほど井手議員も言われましたけれども、私も前回ちょっと委員会で言った、いわゆる中国産とか韓国産という形で持ってきて、仮に蓄養して、それがある程度自分で浮遊して、そしてもともと長く生息できて、そこで定着するという、いわゆるハイブリッドみたいな形、これはアサリには起こり得るんですか。そこは分かっているんですか。

○山田水産局長 水産局でございます。

先ほど部長からもちょっと御説明あったかと思えますけれども、蓄養箇所されているところは、基本的には非常に岸側でございます。いわゆる取り出しやすいといいましょうか、岸側の漁場に入れてございます。アサリの主の漁場というのはかなり沖のほうになります。岸側のほうっていうのはやはり条件が悪いところで、当然干潟になる時間帯も長いし、それから高水温になる可能性もあるということで、いわゆる成熟を非常にしにくいというふうに考えております。

しかも、かつ短期間に入れられているというのを考えますと、混じり合うという可能性は低いのではないかというふうに思っております。

○城下広作委員 いずれにしても、そういう疑問がいろいろ起こってきて、そしてそれを

どうやって科学的根拠で説明できるかということ準備しておかないと、今後熊本県産って売り込むときに、やっぱりいろいろそういうことをしっかりと情報とかやっぱり、ある意味では検証とか、そういうことを整えとかないと、また2か月後にばあんと出したときに、いろんなことでそういうことが証明できずにはがたがたになったら、そのことでまたいろいろ言われるから、それがいいのか悪いのかまでまた発展するから、その辺はしっかり考えていただきたいと、取組が重要であるということを一応要望しておきます。以上です。

○坂田孝志委員 いろいろ県では取組がやっているんですが、それまで、さっきから蓄養という言葉が出てますが、蓄養そのものが悪いんじゃないんだ、偽装するやつが悪いんだから。そこはしっかりもう峻別しとかんとかぬですよ。

そこですすが、いろいろ県でやってもらっておりますが、国の方が全然見えぬな。国はどうしとるとか。4ページにあるように、8割が県の守備範囲以外で届かぬとこだろう。

今止まっているんですか。中国産で出てるんですか、県でいろいろ110番とかてろ、国も置いているんですか。消費者庁はどう動いているんですか。農林省はどうしているんですか。ちょっとこれをもう一回説明してくれんかな。

○藤本環境生活部長 国の要望、資料4の11ページ、2月4日に知事が両大臣に要望した事項でございます。

それで、今回、先ほど冒頭に井手議員からもありましたように、発端っていうのが民間のニュースと報道番組とそれから国の調査ということで、知事の言葉を借りますと、こんな大がかりというか、大規模な偽装っていうのがあったというのに驚愕したというところ

が最初の出発点になっています。

そこで、先ほどから輸入アサリのルートがありましたけれども、2割が多分熊本に入っていて、残りの8割は下関ということですが、私ども、これまで食品表示法に基づいて、先ほど資料にもありましたけれども、発覚した事件については立入検査に入って、偽装が認められれば、法に基づいた指導、処分をするという形でやってきました。

ただ、この法は、管轄がございまして、県の守備範囲が県内に事業所のみがあるところ、これがまた、政令市になると政令市の中でっていうところで、県で言えば、県と市の持ち分があります。事業所が県以外に、例えば福岡にあるといったところは国の管轄になります。九州で言えば九州農政局が管轄ということになります。

それで、例えば、その偽装事案があったときに、管轄で言えば、県内で言えば、県内だけであれば我々がやります。熊本市であれば熊本市がやります。他県であれば他県がやります。福岡の業者だけで言えば福岡へ。またがれば国がやりますということで、実は偽装情報、今受け付けていますけれども、300数十件受け付けていますけれども、そのうちの100数十件が、実は県の管轄外であります。それはもう他県にお願いする、あるいは国にお願いするという形でやっておりまして、先ほど冒頭その輸入アサリの量の話をしましたけれども、2割が熊本通っているけれども、残りの8割は、いわゆる下関ルートということで、全然県を通過していない場合があると。

こうなりますと、ちょっと県ではなかなか難しいところありまして、この要望に合わせて、ぜひ国にリーダーシップを発揮してもらって、全貌の調査、調査進められておりますけれども、それはぜひ対応してほしいということをしております。

そういうことで、県だけではなくて、関係

機関、国としっかり連携してやっていきたいというふうに思っております。

○高野洋介委員長 部長、今坂田委員が言われたのは、国の動きは今どうなっているんですか、だけ、全然Q&Aになっていませんので。

○藤本環境生活部長 分かりました。今のは前段で、要望してはありますが、まず長いところルールについては、今ちょっと消費者庁のほうで検討されています。

ただ、これは全国的なルールで、実はアサリを除外してほしいと言っているんですけれども、アサリの産地の問題とかもあって、それから同じような貝類の問題とかいろいろのがあって、それはちょっと国のほうで検討している状況だというふうに伺っております。

あと、農水省のほうには、そういうことで、取り締まるほうなんですけれども、そういうことで、取締りのほうを一緒にリーダーシップを持ってやってほしいということでお願いしているところでございます。

○高野洋介委員長 お願いしているということは、だから、結論としたら、今検討中とかお願いしている段階ということでもいいんですか。

○藤本環境生活部長 だから、国はお願いしていますし……（「何もしよらんとたい」と呼ぶ者あり）何もしよらんとということじゃなくて、まさに今回の発覚になった11月の調査、あれについては徹底的に調査するとまず言っていますので、それも進めているというふうに聞いております。

○坂田孝志委員 国としっかり連携してやらぬと、熊本のことだけ、2割しか満たないようなやつやっても、8割以上はよそでやって

いるわけだから、そこをきちっと取締りなり、その実態をつかまぬと、国と連携して。ただお願いしてまずじゃ、また起きたい、偽装すれば。これだけ苦労しているのに、もっと国としょっちゅう行って、国と連携して、もう2か月ぐらいでこれを出せば済むんですよ、今んとこじゃな。停止期間2か月だから——もう1か月過ぎたかな、もうあんまり期間もないんですよ。そぎゃん、あんたこつ悠長に、お願いしているところでございますとか、手が及ばないところでございますとか、そういうこっちゃ駄目ですよ。もうちっと一緒になって、コロナの中であるばってん、しょっちゅう東京行ってたらどうなのか、水産庁か消費庁かあらゆるところとたい、知事からしたら、あれだけじゃ言ってもたい、よそでやってくれば何にもならぬぞ。もう少し広く考えてやらぬと、熊本だけでこがんとしたら、それはまた出る可能性大いにあるぞ。

○竹内農林水産部長 国への要望、11ページにつきましては、1、2番目については、もう先生のおっしゃるとおりで、今一生懸命国のほうにしっかり調査をしてくださいということは言っています。

3番につきましては、トレーサビリティのほうについては、ある程度、国も財政的な支援の部分っていうのができる可能性があるということを今言われております。

4番の科学的分析検査の体制整備のほうについては、職員のほうがもう既に技術移転を受けておりますんで、この2つのほうについてはある程度進んでおりますが、1、2のほうにつきましては、まさに今からどんどんやっていくところでございますんで、特に、ただ一方で、この1番の流通調査につきましては、非常に書類、それからいろんなものを確認していく手間もかかりますんで、一気につかまえるっていうのがなかなか難しいような

状況は、これまでの状況も含めてあるようでございます。

ただ、要望のほうは、しっかりやっているところでございます。

○坂田孝志委員 議会でも、吉永先生のほうから提案理由説明していただいたその中に、書類の管理、保存、事務を義務化してくれと、それでないから、いろいろ言っても、これだけ蓄養しましたよとかなんか、でたらめ言っているから、そういうの要望しとるでしょうが。一つ一つやっぱりそこは確認してやってもらいませんと、あと1か月で長いところルール、まだまだ決着がつかみませんでしたって言ったら、よその連中は、いや、熊本に置きましたよ、言葉だけで言って、それでまた逃れるかもしれぬよ。可能性もありますよ。ちゃんともう少し国との連携が足りませんよ。熊本だけがむしゃらに頑張っても防止はできませんよ。もう少しそこら辺のところを作戦をよく立てながら、国と連携して、克服に向けて頑張ってください。そして、真面目に一生懸命頑張っているんですね、漁業者を守っていかんといかぬですよ。その両方です。漁場を回復するその方向で努めていただきたいと思います。以上です。——何か言うか。

○藤本環境生活部長 いや、あの……。

○高野洋介委員長 藤本部長、呼んでから発言してください。

○藤本環境生活部長 今回、大がかりなこういう偽装ということで、まず、知事がこの2か月後にその純粋な県産アサリを出すということなので、私たちも取り締まる側なんですけれども、そこがまず大事だと思ってまして、国にも、2か月後にどういう取組を、国に要望しているのがどれまでできるのかとい

うことを特に要望しております、例えば、法律を変えるとか、政令を変えるとか言うのと、ちょっと時間がかかるので、そうじゃなくてでもすぐできる取り締まる方法、武器をくださいというふうなお願いをしています。それが長いところルール、1つが長いところルールなんですけれども、それから、坂田先生おっしゃった文書の保存期間とか、私たち検査に行っても、保存がないですとかっていうふうに言われますので、それは努力義務になっているせいですが、そういったところも併せてお願いしております。

それはちょっと時間かかるかもしれませんが、2か月後に行ったときに、それを補えるようなものが出るように、坂田先生が消費者庁に行きなさいというお話がありましたけれども、数度、私も実は行ってるんですけども、なかなか今の検討状況っていうのが、水産庁との調整もあって難しいんですけども、何とかまず2か月間に、出たときにすぐ取り締まるような武器をいただけるような、そういうことをお願いしてまして、それをしっかり出た暁には、県としてはまずやるし、国にも引き続き長期的な取締りについてできるような要望をするし、他県とも連携してしっかりやるということでやっていきたいというふうに思っております。

○坂田孝志委員 分かりました。だから、ここまでいけましたとか、一つ一つ国がね、進んでやっぱり言うたい、お願いします、お願いしますじゃ進まないじゃないですか。もう長いところはここまで詰めてます、今こういう協議になって、そういうことが全然伝わってこないんですよ。だから言ってるんですよ。詰めて行ってください。以上です。

○高野洋介委員長 ほかにございませんか。

○西山宗孝委員 先ほど、井手先生から漁民

の気持ちを伝えてもらいました。私も同じような気持ちなんです、本当、純粋にアサリで生計を、小遣い稼ぎもいらっしゃるんです、高齢者の方がやっぺらっしゃる方々に。本当にこういった偽装っていう話は、本当にもう直接関係ないような方もいらっしゃるんで、そういった気持ちも酌んで、一生懸命、対策打ってもらっていますが、先ほど説明いただきました資料の3の2ページからになると思います。いろんな施策をどんどん打っていかれるようなお話も伺いましたが、3年ほど前に、県のほうが、アサリの回復に向けて、当時の10倍か何倍ぐらいには回復するんだという意気込みを発表されたことが今記憶によみがえってきたんですけども、新聞に載ってましたけれども。これまでの機会あるごとの報告と比べて、今回のこの内容が、より具体的に、より何か目的を持ったような印象を私受けたもんですから、実を言うと、これまで地元、現場、私の地元の網田漁協なんですけれども、あと何年かすると、この稚貝が生育していく、それを母貝団地か何かちゃんをつくって広げていけば絶対取れるんだって自信も現場であってましたが、なかなか難しい課題もあって、そこまで至ってないんですが、ただ、これから先、本当にこういった計画を県が自信持って進めていかれるならば、多分私は財政的な問題が一番だと思います。

被覆網を張るにしても、あるいは稚貝を砂利に入れて成貝に持っていくにしても、全て今手作業でやってまして、人力も相当かかっております。こういったことがバックにつけてくれば、本当にそれこそ、農地ではありませんけど、大規模農地の問題のように、海でも小規模とか自然に頼らないで、計画的なアサリガイの漁場をつくっていくことができると思うんですが、その辺りも含めて、多分自信があつての今回の御報告だろうと思います。相当期待も高いと思うんですけども、

財政的なことも踏まえて、本当にこれが実質的に増えていけるか、数量的な問題も含めて、お考えをお聞かせいただければと思います。

○山田水産局長 水産局でございます。

アサリの復活に向けては、今までも漁業者の方々と共に進んできておりますが、水産多面的機能発揮対策事業であるとか有明海再生事業等を活用しながら、これからも進んでいきたいと思っております。

さらにこれは資料4のほうになりますけれども、17ページでアサリ資源を保護する取組の支援ということで、さらにこちらのほうでも予算確保して、しっかりとアサリの資源を増やしていこうというふうな思いでありますので、よろしく願いいたします。以上でございます。

○西山宗孝委員 これまでの覆砂であるとか、あるいは作濡、それから耕うんも、これはもう効果が出てきたベースにはなるんですけれども、これに加えて、食害の被害とか、あるいは貝が流されないとかいったネットについても非常に、要するに費用がかかってくると思っておりますので、その取組も並行していかないと絵に描いた餅で終わったら本当にしょうがありませんので、ぜひともその取組もお願いしたいと思います。以上です。

○高野洋介委員長 ほかにございませんか。

○竹崎和虎委員 資料4の16ページになります。風評被害の対策ということで、②の水産物の販売促進ということでもありますけれども、今後、販売会の予定とかあるかを聞かせてください。

○山田水産局長 水産局でございます。

ハマグリが入札ができなかったというふう

な事例がございました。

3月の4日に県庁で販売会をさせていただきました。

これは、県庁だけじゃなく、市、それから九州農政局さんとも連携をとらせていただいて、幾らかでもという思いで販売会をさせていただきましたところ、まだ具体的には御説明はできないんですけども、うちも支援してもいいというふうなところの御意見もちょっと伺いしております。そういうものが実を結ぶような形でやっていければというふうに思っております。

それから、このほかにも、まだこれからちょっと予算いただいたばかりなので詳しいところはさらに詰めて、漁業者のやられるフェア等の支援に努めていきたいというふうに思っております。

○竹崎和虎委員 おっしゃったように3月4日、県庁の地下でそのハマグリの販売会されて、議員の先生方も購入されて、県産のハマグリはこんなにおいしいんだというのを改めて知った方であったり、大好評だったわけですよね。そのことは、そのとき来られてた県漁連さんも分かっておられて、ぜひ水産団体としてもやっていきたいということだったんですから、水産団体さんともいろいろお話をしながら、ぜひやっていただきたいと思えます。

ちょっとハマグリのお話だったからなんですけれども、ハマグリを扱っていらっしやるところが、漁協さんが、本来であれば、今月の14日に入札をやる予定だったということでしたけれども、商社のほうから、買い手がおらぬもんだからということで中止になったそうなんです。そうなったもんだから、ハマグリ取られる方々もいらっしやるもんだから、とりあえずは取って一応入札会やるんだけれども、それを漁協単協で買い上げて、保

管場所に、保護区域に保管、保存しとく、ニーズに応じて出していきたいということだったんですけれども、そういったところにも影響が行つとるもんですから、何がしかの対策をお願いできればと思つとるところがありますので、これは要望でお願いをしたいと思つています。

ハマグリ以外も、その他の水産物でも、ぜひ熊本県産、おいしいんだっていうのを体験していただけるもんですから、その販売会を進めていただきたいと思つていますので、よろしくお願いをいたします。以上です。

○高野洋介委員長 ほかに。

○坂梨剛昭委員 先ほど坂田委員のほうから話があったように、僕も蓄養が悪いわけではなくて、その先、偽装した業者がもう本当にそこにやっぱりちゃんと追求していかなきゃいけないというふうに思つています。

井手委員のほうから言われたように、非常に漁民の方々、また、業者の方々とかはもう非常に困惑されている、県のほうから蓄養を廃止するっていうふうな話を聞いて非常に困惑されておられるんですが、今まで蓄養の業者として中国産を入れて中国産を出荷すると、これに対しては何も問題はないんですね。

○山田水産局長 水産局でございます。

蓄養、いわゆる出荷調整をされるということ自体は、特段の問題はないかというふうに考えております。

ただ、一方で、本来、漁場というのは、漁業権、免許をしているところでございますが、免許を管理していく上で、それが適切かというところは若干あるかなというふうに思つております。

○坂梨剛昭委員 これまで非常に、ずっと自

分たちは——私は玉名なんで、いろいろと相談がありまして、これまで仕事として真面目に取り組んできた。その中で、今回県から言われているこの蓄養に関しては廃止の方向でっていうことになる、自分たちはもう廃業する、もしくはもう失業するっていうその選択肢しかない、真面目にやってきた自分たちがもう会社を畳まなきゃいけないって、これはどういったことかということをお話しています。蓄養に係る方々は、熊本県のほうでは何名ぐらいおられるって把握されてますでしょうか。

○竹内農林水産部長 蓄養の実態等については、一旦調査を行っているところでございます。何人いるかということについては、組合員それぞれの蓄養しているところが組合員さんが入ってまして、その下にまだ雇っておられる方がいるというところまでは当方では把握できておりません、私どもは、漁場の適正な管理という観点からも、蓄養の在り方っていうのをやっぱりこの機会に考えていく必要があると思つております。

さらに調査等を進めて、先ほどからずっとこれまでやってこられた方のお話をいただいておりますけれども、その流れの中で、純県産のアサリを増やす取組のほうにシフトしていただければ、そういう取組のほうには、先ほどからもお話出てますけれども、これまであまりかけてないようなところも含めて、公としてみんなで守っていくのをつくっていただければというふうに考えております。

それから、すみません、委員長、先ほどちょっと——さんのお話をさせていただきましたけれども、やはり積極的に、すみません、公の場で申し上げるというのは、ほかとのバランス、報道はされているとはいえ、非常にいけないことだと思いますので、発言のほうは、先ほどの名称のほうは撤回させていただきます。

○高野洋介委員長 分かりました。

○坂梨剛昭委員 実際に今もう規模縮小しなきゃいけないというところで、次の就職先を探さなきゃいけないと、もうどうにかしてほしいということ、そういった方々、たくさん実際におられます。蓄養をもう今後するのかしないのか、これまでどおり、自分たちは真面目にやってきたと、県のほうから書類提出、領収書、全ての書類提出をして、全て提出をした上で何も問題ありませんねとまで言われたのに、自分たちは廃業しなきゃいけないと。ちょっといささか力づくで押さえ込まれているような、僕の印象ですね、感じがいたします。先ほど井手委員が言われたように、少し漁協の関係、業者の関係者の人とかとは、やはりしっかり話をしないと、これはとんでもないことになるんじゃないかなというふうに僕自身はちょっと感じています。そこを心配しています。

ですので、実際に今の現状でいくと、仕事を失う方々が非常に多くおられるんじゃないかなというふうに思いますので、そこはしっかり丁寧に対応していただきたいなというふうに思います。

○竹内農林水産部長 今アサリ漁業につきましては、いわば構造転換の時期に来ているんじゃないかと思ってます。そういった中で、非常にこれまで蓄養をやってこられた方たちをどういう漁業のほうに振り向けられるのか、あるいはどういう支援ができるのかというのはしっかり考えていきたいと思っておりますが、まずは、その蓄養自体が、やはり漁場管理の一環として、各漁協が責任を持っていただく部分がございます。漁協さんも含めて、そういった御意見、個別に一体どういう方たちがつながっているかというのは実情は把握させていただきたいと思っております

が、その中でこういった取組が、純県産アサリ、それが熊本ブランドを守る形の上でどういった御支援ができるのかというのはしっかりお話はさせていただきたいと思っておりますので、ちょっとこの場で結論という形は申し上げられませんが、お話しはしっかり伺いたい。あるいは、こういうふうにすれば県産アサリのほうにシフトできるという御提案をいただければ、そこに向かっていろんな施策も一緒に考えたいと思っておりますので、また、実情を教えていただければと思います。

○坂梨剛昭委員 ぜひよろしく願いいたします。本当に県民の方々、県民を守るために、今皆さん一生懸命頑張っていると思います。ですので、改めて漁業として、蓄養としてなりわいを、本業もしくは副業としてやられている方々のためにも、耳を傾けて丁寧な説明をよろしく願いいたします。以上です。

○高野洋介委員長 ほかにございませんか。

なければ、私のほうから、物申したいと思っておりますけれども、今回、アサリの偽装がありまして、少し忘れてもらいたくないのは、熊本のブランド力が、私は相当なくなっていると思っております。ブランドというのは、皆さん方が決めるんじゃないで、消費者が決めます。消費者が今こういったこの熊本県産のアサリというもののイメージを持ったかっているのをぜひ頭の中に入れてもらって、これから私は相当覚悟を決めなければ、この以前のような熊本のブランド力というのは取り戻せないというふうに思っていますので、そこは、しっかりと農林水産、また、環境生活部、共に手を合わせて、一日も早く熊本県産のアサリが市場に出回り、それが適正な価格の中で消費者に届くような、そういう仕組みをぜひ皆様方で構築してもらって、信頼回復

に努めていただきたいというふうに思いますので、よろしくお願いいいたします。

それでは次に、報告について説明をお願いいたします。

○植野漁港漁場整備課長 漁港漁場整備課でございます。

資料の5で御説明を申し上げます。

令和2年10月の第10回の特別委員会で、漁港、港湾における土砂処分の現状と課題について御説明をし、御報告したところですが、土砂処分の方策について検討が進みましましたので、今から御報告をいたします。

資料の5の1ページをお願いいたします。

まず、現状です。

有明海沿岸の漁港は、下の写真のように土砂が堆積をいたしまして、継続的に航路や泊地のしゅんせつを行う必要があります。しゅんせつした土砂は、県、市ともに塩屋漁港埋立地に搬出をしておりましたけれども、右下の写真のように、その残りの容量が少なくなったため、市については、令和2年度から上天草市の民間処分場に搬出をいたしております。

次に、課題につきまして、今後のしゅんせつ量は、有明海の漁港全体で年間約9万8,000立米が出てくる見込みです。民間処分場は令和6年度に、塩屋は令和11年度に満杯になる見込みです。このため、その後の土砂受入先の確保が必要ですが、漁港ごとの受入れ地の整備は、非効率かつ財政負担も大きくなります。こういう課題がございます。

2ページの今後の土砂処分対策につきまして、まず、(1)しゅんせつ量を縮減するために、漁港の統廃合やしゅんせつ区域あるいは深さの見直しなどの検討を進めてまいります。また、2の有効活用策の検討も進めます。

左側の①は、下の写真のように、現在の堆積土砂に改良剤を加えまして、覆砂材や藻礁

ブロックの材料にできないか検討を進めております。

右側の②は、埋立てによらない土砂処分方策の可能性について検討を行うもので、安全面や環境面、周辺施設への影響などを把握するために、熊本港周辺海域での作濘の土砂などを試験的に搬入して調査をすることとしております。

3ページをお願いします。

新たな土砂受入れ地の整備につきまして、県と市、漁港と港湾が連携して検討を進めてまいりました。港湾事業では、漁港の土砂も受入れ可能な受入れ地の整備を長洲港周辺で検討しておりますが、それができるまでの間の漁港の土砂の受入先を確保する必要があります。

そこで、効率的、効果的に土砂処分を行うために、県と熊本市、玉名市、宇土市共同での漁港の土砂受入れ地整備について検討を進めてまいりました。

下の段の②の整備箇所の選定です。

まず、3つの市それぞれから漁協の意見も踏まえて選出した候補地を出してもらって、その3か所の候補地につきまして、下の評価項目に記載しております各項目について、客観的に比較評価を行いました。

4ページの左の図の赤い印が候補地です。

これについて比較評価した結果、宇土市管理の住吉漁港が、土地利用見込みも含めまして最も効果的な受入れ地であるということをおと3つの市で確認をして、住吉漁港での整備を合意いたしました。

右側の中段の④スケジュールにつきまして、来年度から環境調査を行い、7年度に工事着手し、9年度からは土砂受入れができるよう進めていきたいと考えております。

最後に、右側下段の令和4年度予算につきましては、環境影響評価に係る予算としまして、事業費2,000万ですけれども、そのうち県予算は、事業主体であります宇土市への国

費の間接補助が1,000万、それと地方負担分のうち県が負担する分の200万を今定例会に提案をしております。地方費の負担の割合につきましては、下の図のとおり、発生見込み土量から算出しておりまして、県、宇土市、熊本市、玉名市、このような割合となっております。

漁業振興の基盤となる漁港の機能を維持するために不可欠なしゅんせつ土砂の受入れ地整備を県、市連携して、引き続き、スピード感を持って取り組んでまいります。よろしくお願いたします。

漁港漁場整備課は以上でございます。

○高野洋介委員長 以上で執行部からの説明が終わりました。

質疑はございませんか。

（「ありません」と呼ぶ者あり）

○高野洋介委員長 なければ質疑を終了いたします。

続きまして、付託調査事件の閉会中の継続審査についてお諮りします。

付託調査事件につきましては、引き続き審査をする必要があると認められますので、本委員会を次期定例会まで継続する旨、会議規則第82条の規定に基づき、議長に申し出ることにより御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○高野洋介委員長 御異議なしと認め、そのようにいたします。

次に、その他に入ります。

その他として何かありませんか。

（「ありません」と呼ぶ者あり）

○高野洋介委員長 ないようでしたら、これで本日の委員会を閉会いたします。

午後0時29分閉会

○高野洋介委員長 ここで、本年度最後の委員会でございますので、一言御挨拶を申し上げます。

昨年2月に委員長に就任させていただき、この1年間、委員長として、皆様方、本当に御協力をいただきながら進めさせていただきました。誠にありがとうございました。

コロナの関係で視察には行けませんでしたけれども、11月には、森本教授をお招きいたしまして、有意義な勉強会ができたというふうに思っております。

ただ、今年に入りまして、アサリの問題入りましたけれども、これも含めて、今後しっかりと皆さん方と議論しながら、素晴らしい熊本、また、素晴らしい環境をつくっていかねばいけないというふうに思いますので、今後とも精いっぱい頑張っていきたいと思っておりますので、皆様方の御支援もよろしくお願いをしたいと思います。

また、最後に、今3月をもちまして退職をされます藤本部長、また、山田局長も本当に、ほかにたくさんいらっしゃいますけれども、本当に御苦労さまでございました。これからは県政発展のために精いっぱい御尽力いただきますようよろしくお願い申し上げます。最後の御挨拶に代えさせていただきます。

ありがとうございました。（拍手）

続きまして、副委員長からも御挨拶をお願いいたします。

○緒方勇二副委員長 一言御挨拶申し上げます。

この1年、高野委員長の下、委員の先生方には、活発な御議論いただきまして誠にありがとうございました。お世話になりました。

また、執行部の皆さん方、丁寧な御答弁、説明いただきまして誠にありがとうございました。

今後は、有明海、八代海、そしてゼロカーボン社会がより一層進展しますように心から祈念申し上げ、御挨拶とさせていただきます。

本当にお世話になりました。（拍手）

○高野洋介委員長 それでは、これもちまして本日の委員会を散会いたします。

お疲れさまでした。

午後0時31分

熊本県議会委員会条例第29条の規定によりここに署名する

有明海・八代海再生及びゼロカーボン社会推進特別委員会委員長